

ベトナム 2014 年投資法（仮訳）について

平成 27 年（2015 年）4 月 23 日

- 1 このベトナム 2014 年投資法（仮訳）（以下「本稿」という。）は、ベトナムにおける法整備を支援している JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）の長期専門家が、その活動の基礎とするための内部資料として作成したものである。あくまで仮訳に過ぎず、不適切な箇所がある可能性はもちろん否定できないが、作業に割ける時間には限りがあるため、長期専門家同士のレビューを重ねて翻訳精度の向上に努め、また、ベトナムにおける企業法制を専攻する日本人研究者並びに日本語及び日本法に精通しているベトナム人研究者の手による監修を経た上で、この段階でひとまず取りまとめることとした。
- 2 翻訳に当たっては、ベトナム法令の内容をありのまま正確に把握するという作成目的にかんがみ、日本語あるいは日本の法令用語としての自然さよりも原文に忠実たることを優先し、原文の趣旨が不明である箇所も含め、意識は必要最小限度にとどめた。また、異なる用語、表現が用いられている箇所には可能な限り異なる訳語、表現を充てるよう心がけた。そのため、結果的に日本語として意味が取りづらくなっている箇所もあると思われるが、何卒ご理解を賜りたい。訳文の内容に疑問があれば、原文を参照することを強くお勧めするが、ベトナム官報で公表されている英訳版（ただし公定訳ではない。）も理解の一助になると思われる。
- 3 本稿は、2015 年 1 月 30 日付けで初稿を発表したものであるが、必要に応じて随時改訂しており、今後も同様の作業を継続する予定である。最新版は下記の JICA 及び法務省法務総合研究所のウェブサイトで見ることができるので、ご利用の際は、最新版の有無をご確認いただければ幸いである。

JICA: <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

法務総合研究所: http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

- 4 本稿の作成は、以下の体制で行った。

翻訳：松本剛（チーフアドバイザー，検事）

古庄順（JICA 長期専門家，前判事補）

塚原正典（JICA 長期専門家，弁護士）

監修：田丸祐輔（名古屋大学日本法教育研究センター（ベトナム）特任講師）

Nguyễn Đức Việt（グエン・ドゥック・ヴィエット）（ハノイ法科大学講師，名古屋大学大学院法学研究科修士（比較法学））

田丸講師及び Việt 講師の監修を経ているものの、訳語の選択に当たっての一次的な責任は当プロジェクト関係者にある。本稿における翻訳の誤りを発見した場合には、当プロジェクト宛てにご一報いただければ幸いである。

投資法

目次

第一章 総則	5
第1条 調整範囲	5
第2条 適用対象	5
第3条 用語の解釈	5
第4条 投資法，関係法律及び国際条約の適用	6
第5条 経営投資に関する政策	7
第6条 経営投資禁止分野，業種	7
第7条 条件付き経営投資分野，業種	7
第8条 経営投資禁止分野，業種，条件付き経営投資分野，業種の目録の 修正，補充	8
第二章 投資の保障	8
第9条 財産所有権の保障	8
第10条 経営投資活動の保障	8
第11条 外国投資家による財産の外国への移動の保障	9
第12条 重要プロジェクトに対する政府の保証	9
第13条 法令が変更された場合における経営投資の保障	9
第14条 経営投資活動における紛争の解決	10
第三章 投資の優遇措置及び支援	10
第一節 投資優遇措置	10
第15条 投資優遇措置の適用形式及び対象者	10
第16条 投資優遇分野，業種及び投資優遇地域	11
第17条 投資優遇措置の適用手続	12
第18条 投資優遇措置の拡大	12
第二節 投資支援	12
第19条 投資支援の形式	12
第20条 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区のインフラストラ クチャシステム開発支援	13
第21条 工業団地，ハイテクパーク，経済区内の労働者のための住宅，サ ービス，公共施設の開発	13
第四章 ベトナムにおける投資活動	14
第一節 投資の形式	14

第 22 条	経済組織設立への投資	14
第 23 条	非内国経済組織の投資活動の実施	14
第 24 条	経済組織への出資，株式，持分の購入の方式による投資	15
第 25 条	経済組織への出資，株式，持分の購入の形式及び条件	15
第 26 条	出資，株式，持分の購入の形式による投資の手続	15
第 27 条	PPP 契約の形式による投資	16
第 28 条	BCC 契約の形式による投資	16
第 29 条	BCC 契約の内容	17
第二節	投資方針の決定手続	17
第 30 条	国会の投資方針決定権限	17
第 31 条	政府首相の投資方針決定権限	18
第 32 条	省級人民委員会の投資方針決定権限	18
第 33 条	省級人民委員会の投資方針決定の書類，手順，手続	19
第 34 条	政府首相の投資方針決定の書類，手順，手続	21
第 35 条	国会の投資方針決定の書類，手順，手続	21
第三節	投資登録証明書の発給，調整及び回収手続	23
第 36 条	投資登録証明書の発給手続を実施する場合	23
第 37 条	投資登録証明書の発給手続	23
第 38 条	投資登録証明書の発給，調整及び回収の権限	24
第 39 条	投資登録証明書の内容	24
第 40 条	投資登録証明書の調整	24
第 41 条	投資登録証明書の回収	25
第四節	投資プロジェクトの実施展開	25
第 42 条	投資プロジェクト実施の担保	25
第 43 条	投資プロジェクトの活動期間	25
第 44 条	機械，設備，技術連鎖の鑑定	26
第 45 条	投資プロジェクトの譲渡	26
第 46 条	投資進度の延期	26
第 47 条	投資プロジェクト活動の一時停止，停止	27
第 48 条	投資プロジェクト活動の終了	27
第 49 条	BCC 契約における外国投資家の管理事務所の設立	28
第 50 条	BCC 契約における外国投資家の管理事務所の活動の終了	29
第五章	外国への投資活動	29
第一節	総則	29
第 51 条	外国への投資活動実施の原則	29
第 52 条	外国への投資の形式	29

第 53 条	外国への投資資金源	30
第二節	外国への投資方針決定手続	30
第 54 条	外国への投資方針決定権限	30
第 55 条	政府首相の外国への投資方針決定の書類, 手順, 手続	30
第 56 条	国会の外国への投資方針決定の書類, 手順, 手続	32
第三節	外国への投資登録証明書の発給, 調整及び効力終了の手続	32
第 57 条	外国への投資決定権限	32
第 58 条	外国への投資登録証明書発給の条件	32
第 59 条	外国への投資登録証明書発給の手続	33
第 60 条	外国への投資登録証明書の内容	33
第 61 条	外国への投資登録証明書の調整	34
第 62 条	外国への投資プロジェクトの終了	34
第四節	外国における投資活動の展開	35
第 63 条	外国への投資資金口座の開設	35
第 64 条	外国への投資資本の移転	35
第 65 条	国内への利益の移転	36
第 66 条	外国における投資のための利益の使用	36
第六章	投資に関する国家管理	36
第 67 条	投資に関する国家管理の内容	36
第 68 条	投資に関する国家管理の責任	37
第 69 条	投資の監察, 評価	38
第 70 条	国家投資情報システム	39
第 71 条	ベトナムにおける投資活動の報告制度	40
第 72 条	外国における投資活動の報告制度	41
第 7 章	実施の組織	42
第 73 条	違反処分	42
第 74 条	経過条項	42
第 75 条	高度技術法 (21/2008/QH12) 第 18 条 1 項の修正, 補充	42
第 76 条	施行の効力	43

国会
法律 番号：67/2014/QH13

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

投資法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は投資法を制定する²。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、ベトナムにおける経営投資及びベトナムから外国への経営投資活動について規定する。

第2条 適用対象

この法律は、投資家及び経営投資活動に関係する組織、個人に対し適用される。

第3条 用語の解釈

この法律では、以下の各用語は次のとおり理解される。

1. 「投資登録機関」³とは、投資登録証明書を発給、調整、回収する権限を有する機関をいう。
2. 「投資プロジェクト」⁴とは、特定の期間、具体的な地域において経営投資活動を遂行するための中期又は長期的な資本投入の提案の集合をいう。
3. 「拡大投資プロジェクト」⁵とは、経営投資活動を実施中のプロジェクトについて、規模を拡大し、稼働能力を向上させ、技術を刷新し、環境汚染を減少し、又は環境を改善することにより発展させる投資プロジェクトをいう。
4. 「新規投資プロジェクト」⁶とは、初めて実施されるプロジェクト、又は経営投資活動を実施中のプロジェクトと独立して活動するプロジェクトをいう。
5. 「経営投資」⁷とは、投資家が、経済組織の設立、；経済組織に出資し、株式、持分を購入し；投資契約又は投資プロジェクトを実施する方式により経営活動を実施するために資本を投入することをいう。
6. 「投資登録証明書」⁸とは、投資プロジェクトに関する投資家の登録情報が認証された書面、電子的書面をいう。
7. 「国家投資情報システム」⁹とは、国家管理業務に資するとともに、投資家が経営投資活動を実施するのを支援するために、全国の投資の状況を監督、評価、分析する専門情報システムをいう。

8. 「官民パートナーシップ方式による投資契約」¹⁰（以下「PPP契約」という）とは、この法律第27条の規定に従って投資プロジェクトを実施するために権限を有する国家機関と投資家、プロジェクト企業との間で締結される契約をいう。
9. 「事業協力契約」¹¹（以下「BCC契約」という）とは、経済組織を設立せずに事業協力を行って利益を分配し、製品を分配するために各投資家の間で締結される契約をいう。
10. 「輸出加工区」¹²とは、輸出製品の生産並びに輸出製品の生産及び輸出活動のための役務に特化した工業団地をいう。
11. 「工業団地」¹³とは、工業製品の生産及び工業生産のための役務の実施に特化した特定の地理的境界を有する区域をいう。
12. 「経済区」¹⁴とは、投資の誘致、経済社会の発展及び国防、治安維持の各目標を達成するために設立される複数の機能区域を含む特定の地理的境界を有する区域をいう。
13. 「投資家」¹⁵とは、経営投資活動を実施する組織、個人をいい、内国投資家、外国投資家及び非内国経済組織からなる。
14. 「外国投資家」¹⁶とは、外国の国籍を有する個人、外国の法令に基づいて設立された組織でベトナムにおいて経営投資活動を実施するものをいう。
15. 「内国投資家」¹⁷とは、ベトナム国籍を有する個人、外国投資家である社員又は株主がない経済組織をいう。
16. 「経済組織」¹⁸とは、ベトナムの法令の規定に基づいて設立され、活動する組織をいい、企業、協同組合、協同組合連合及びその他の各経営投資活動を実施する各組織を含む。
17. 「非内国経済組織」¹⁹とは、外国投資家である社員又は株主がいる経済組織をいう。
18. 「投資資本」²⁰とは、経営投資活動を実施するための金員及びその他の財産をいう。

第4条 投資法、関係法律及び国際条約の適用

1. ベトナムの領土における経営投資活動は、この法律及びその他の関係法律の規定を遵守しなければならない。
2. この法律と他の法律との間に経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種、投資の手順、手続について異なる規定がある場合、この法律の規定に従う。ただし、証券法²¹、各与信機関法²²、保険事業法²³及び石油・ガス法²⁴の規定に基づく投資の手順、手続を除く。
3. ベトナム社会主義共和国が締結国である国際条約にこの法律の規定と異なる規定がある場合、当該国際条約の規定に従う。

4. 当事者の少なくとも一方が外国投資家又はこの法律第 23 条 1 項に規定される経済組織である場合、各当事者は、外国の法令又は国際投資慣行の適用について契約中で合意することができる。ただし、当該合意はベトナムの法令の規定に反するものであってはならない。

第 5 条 経営投資に関する政策

1. 投資家は、この法律が禁止していない各分野、業種で経営投資活動を実施する権利を有する。
2. 投資家は、この法律の規定及びその他の関係法令の規定に従い、経営投資活動について自主的に決定することができる；法令の規定に従い、各信用資本、補助金にアクセスし、使用し、土地及びその他の天然資源を使用することができる。
3. 国は、投資家の財産所有権、投資資本、収入及びその他の各権利、合法的な利益を公認し、保護する。
4. 国は、各投資家を平等に取り扱う；投資家が経営投資活動を実施し、各経済分野を強力に発展させるよう奨励する政策をとり、有利な条件を整備する。
5. 国は、ベトナム社会主義共和国が締結国である経営投資に関連する各国際条約を尊重し、履行する。

第 6 条 経営投資禁止分野、業種

1. 次の各経営投資活動を禁止する。
 - a) この法律別表第 1 に規定される各麻薬物質に関する事業
 - b) この法律別表第 2 に規定される各種化学物質、鉱物に関する事業
 - c) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約別表第 1 に規定される各種野生植物、動物の標本；この法律別表第 3 に規定されるグループ I の絶滅のおそれのある、希少な各種野生植物、動物の標本に関する事業
 - d) 売春事業
 - d) 人身、人の身体組織、部分の売買
 - e) 人の無性生殖に関連する事業活動
2. この条第 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定される製品の分析、検査、科学研究、医療、薬品の生産、犯罪の捜査、国防、治安維持のための生産、使用は、政府の規定に従って実施される。

第 7 条 条件付き経営投資分野、業種

1. 条件付き経営投資分野、業種とは、当該分野、業種について経営投資活動を実施するには、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康

を理由とする条件を満たさなければならない分野、業種をいう。

2. 条件付き経営投資分野、業種の目録は、この法律別表第4に規定されるとおりである。
3. この条第2項に規定される分野、業種に関する経営投資の条件は、各法律、国会常務委員会令、議定及びベトナム社会主義共和国が締結国である国際条約で規定される。省庁、省庁同格機関、各級の人民評議会、人民委員会、その他の機関、組織、個人は、経営投資の条件に関する規定を制定することができない。
4. 経営投資の条件は、この条第1項に規定される目標に適合し、公開され、明白、客観的であり、投資家が遵守に要する期間、費用を節約するよう規定されなければならない。
5. 条件付き経営投資分野、業種及び当該分野、業種に関する経営投資の条件は、国家企業登記ポータル上に掲載しなければならない。
6. 政府は、経営投資条件の公表及び検査について詳細を定める。

第8条 経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種の目録の修正、補充

それぞれの時期の経済、社会の状況及び国家管理の必要性に基づき、政府は、経営投資禁止分野、業種、条件付き経営投資分野、業種の目録を精査し、この法律第6条及び第7条の簡易手続による修正、補充を国会に対し提案する。

第二章 投資の保障

第9条 財産所有権の保障

1. 投資家の合法的な財産は、国有化され、又は行政措置により没収されることはない。
2. 国が国防、治安上の理由により、又は国家の利益、緊急状態及び災害の予防の対応のために財産を収用、徴用する場合、投資家は、財産の収用、徴用に関する法令及びその他の関係法令の規定に従って精算、賠償を受けることができる。

第10条 経営投資活動の保障

1. 国は投資家に対し、次の諸要求の履行を強制することはない。
 - a) 優先的に国内の商品、役務を購入し、使用すること、又は国内の生産者若しくは役務提供者から商品、役務を購入し、使用しなければならないとすること
 - b) 一定の割合の商品、役務を輸出すること；輸出する又は国内で生産、供給する商品、役務の数量、価格、種類を制限すること

- c) 輸出する商品，役務の数量及び価格に相応する数量及び価格の商品，役務を輸入すること，又は輸出により得られる外貨を輸入の需要を満たすための外貨と均衡させること
 - d) 国内で生産する商品について現地調達率を達成すること
 - d) 国内での研究及び開発活動について一定の程度又は価値を達成すること
 - e) 国内又は外国の具体的な地点において商品，役務を供給すること
 - g) 権限を有する国家機関の要求に従った地点に本店を置くこと
2. それぞれの時期の経済，社会の発展の方向性，外国為替の管理政策及び外貨の均衡可能性に基づき，政府首相は，国会，政府首相の投資方針決定権限に属する投資プロジェクト及びその他の重要なインフラストラクチャの開発投資プロジェクトについて，外貨の需要を満たすための措置を決定する。

第 11 条 外国投資家による財産の外国への移動の保障

外国投資家は，法令の規定に基づくベトナム国家に対する財務義務を完全に履行した後に，次の各財産を外国に移動させることができる。

1. 投資資本，投資の各清算分配金
2. 経営投資活動から得られた収入
3. 投資家の合法的な所有に属する金員及びその他の財産

第 12 条 重要プロジェクトに対する政府の保証

1. 政府首相は，国会，政府首相の投資方針決定権限に属する投資プロジェクト及びその他の重要なインフラストラクチャの開発投資プロジェクトの実施に参加する，権限を有する国家機関又は国営企業の契約を履行すべき義務の保証について決定する。
2. 政府は，この条の詳細について定める。

第 13 条 法令が変更された場合における経営投資の保障

1. 新たに制定された法令文書が，投資家が享受している投資優遇措置より有利な投資優遇措置を規定する場合，投資家は，プロジェクトの残りの優遇措置享受期間中，新たな法令文書の規定に基づく投資優遇措置を享受することができる。
2. 新たに制定された法令文書が，投資家が従前享受していた投資優遇措置より不利な投資優遇措置を規定する場合，投資家は，プロジェクトの残りの優遇措置享受期間中，引続き従前の規定に基づく投資優遇措置の適用を受けることができる。
3. この条第 2 項の規定は，法令文書の規定の変更が国防，国家の治安，社会の秩序，安全，社会道徳，市民の健康，環境の保護を理由とする場合には適用さ

れない。

4. 投資家がこの条第3項の規定により引続き投資優遇措置の適用を受けることができない場合、次の一つ又は複数の措置により解決される。
 - a) 投資家の実損害を課税所得から控除する。
 - b) 投資プロジェクトの活動目標を調整する。
 - c) 投資家が損害を回復するのを支援する。
5. 投資家は、この条第4項に規定される各投資保障措置について、新たな法令文書が施行された日から3年以内に書面により請求しなければならない。

第14条 経営投資活動における紛争の解決

1. ベトナムにおける経営投資活動に関連する紛争は、交渉、和解を通じて解決される。交渉、和解することができない場合、この条第2項、第3項及び第4項の規定に従い仲裁又は裁判所により解決される。
2. 各内国投資家、非内国経済組織の間、又は内国投資家、非内国経済組織と権限を有する国家機関との間のベトナムの領土における経営投資活動に関連する紛争は、ベトナムの仲裁又は裁判所を通じて解決される。ただし、この条第3項に規定される場合を除く。
3. 当事者の少なくとも一方が外国投資家又はこの法律第23条1項に規定される経済組織である投資家の間の紛争は、次のいずれかの機関、組織を通じて解決される。
 - a) ベトナムの裁判所
 - b) ベトナムの仲裁
 - c) 外国の仲裁
 - d) 国際仲裁
 - d) 紛争当事者の合意により設立される仲裁
4. 外国投資家と権限を有する国家機関との間のベトナムの領土における経営投資活動に関連する紛争は、ベトナムの仲裁又はベトナムの裁判所を通じて解決される。ただし、契約に異なる合意がある、又はベトナムが締結国である国際条約に異なる規定がある場合を除く。

第三章 投資の優遇措置及び支援

第一節 投資優遇措置

第15条 投資優遇措置の適用形式及び対象者

1. 投資優遇措置の適用形式
 - a) 期限付きで又は投資プロジェクトの実施期間全部について通常の税率より低い企業所得税率を適用する；企業所得税を減免する。

- b) 固定資産を設置するための輸入商品；投資プロジェクトを実施するための原料，物資，部品に対する輸入税を免除する。
- c) 地代，土地使用料，土地使用税を減免する。
- 2. 投資優遇措置を享受することができる対象者
 - a) この法律第 16 条 1 項に規定される投資優遇分野，業種の投資プロジェクト
 - b) この法律第 16 条 2 項に規定される投資優遇地域における投資プロジェクト
 - c) 6 兆ドン以上の資本規模の投資プロジェクトで，投資登録証明書の発給を受けた日又は投資方針の決定日から 3 年以内に少なくとも 6 兆ドンを支出するもの
 - d) 農村地帯において 500 人以上の労働者を使用するプロジェクト
 - d) ハイテク企業，科学技術企業及び科学技術組織
- 3. 投資優遇措置は新規投資プロジェクト及び拡大投資プロジェクトに対し適用される。投資優遇措置の種類ごとの具体的な優遇の程度は，租税に関する法令及び土地に関する法令の規定に従う。
- 4. この条第 2 項 b 号，c 号及び d 号に規定される各対象者に対する投資優遇措置は，鉱産物の開発，特別消費税法の規定に基づく特別消費税が課される商品，生産，役務，営業の投資プロジェクトに対しては適用されない。ただし，自動車の生産を除く。

第 16 条 投資優遇分野，業種及び投資優遇地域

- 1. 投資優遇分野，業種
 - a) ハイテク活動，ハイテク補助工業製品；研究開発活動
 - b) 新素材，新エネルギー，クリーンエネルギー，再生エネルギーの生産，付加価値が 30 パーセント以上ある製品，省エネルギー製品の生産
 - c) 電子製品，重点機械製品，農業機械，自動車，自動車部品の生産；造船
 - d) 繊維，皮革分野及びこの条 c 号に規定される各製品のための補助工業製品の生産
 - d) 情報技術，ソフトウェア，デジタルコンテンツ製品の生産
 - e) 農産物，林産物，水産物の養殖，加工；森林の植栽及び保護；製塩；海産物の採捕及び漁業のための物流サービス；植物，動物の種，生殖技術（バイオテクノロジー）製品の生産
 - g) 廃棄物の収集，処理，リサイクル又は再利用
 - h) インフラストラクチャ構造物の開発及び運営，管理に関する投資；各都市における公共旅客運送手段の開発
 - i) 幼児教育，普通教育，職業教育

- k) 診察，治療；医薬品，医薬品の原料，主要薬，必需薬，社会病の予防，治療薬，ワクチン，医療用薬剤，薬草薬，漢方薬の生産；各種新薬を生産するための製剤技術，生物学的技術の科学研究
 - l) 障害者又は専門家のための訓練，体操，体育競技施設の投資；文化遺産の保護及び活用
 - m) 枯葉剤の患者治療センター，老人ホーム，メンタルケアセンター；高齢者，障害者，孤児，頼るところがない放浪児の養護センター
 - n) 人民信用基金²⁵，マイクロファイナンス金融機関²⁶等
2. 投資優遇地域
- a) 困難な経済，社会状況の地域，特別困難な経済，社会状況の地域
 - b) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区
3. この条第1項及び第2項に規定される投資優遇分野，業種及び地域に基づき，政府は，投資優遇分野，業種の目録及び投資優遇地域の目録を発行，修正，補充する。

第17条 投資優遇措置の適用手続

1. 投資登録証明書の発給を受けるプロジェクトについては，投資登録機関が，投資優遇措置の内容，投資優遇措置を適用する根拠及び条件を投資登録証明書に記載する。
2. 投資登録証明書の発給を受けないプロジェクトについては，投資家は，投資優遇措置の各享受条件を満たせば投資優遇措置を享受することができ，投資登録証明書の発給手続を実施する必要はない。この場合，投資家は，この法律第15条及び第16条，その他の関係法令に規定される投資優遇措置の享受条件に従い，自ら投資優遇措置を特定し，優遇措置の種類に応じて租税機関，財務機関及び関税機関において投資優遇措置の享受手続を実施する。

第18条 投資優遇措置の拡大

政府は，特別重要な分野又は特別な行政，経済単位の開発を推奨する必要がある場合，この法律及びその他の各法律に規定される各投資優遇措置以外の各投資優遇措置の適用を決定するよう国会に提案する。

第二節 投資支援

第19条 投資支援の形式

1. 投資支援の各形式
 - a) プロジェクト範囲の内外の技術的インフラストラクチャ，社会的インフラストラクチャシステムの開発支援

- b) 人材の育成, 開発支援
 - c) 金融支援
 - d) 生産, 経営用地へのアクセス支援; 生産施設の都市部, 市内からの移転支援
 - d) 科学技術, 技術移転支援
 - e) 市場開発, 情報提供支援
 - g) 研究, 開発支援
2. 政府は, それぞれの時期の経済社会の発展の方向性に符合するよう中小企業, ハイテク企業, 科学技術企業, 科学技術組織, 農業, 農村に投資する企業, 教育, 法令の普及に投資する企業及びその他の各対象者に対するこの条第 1 項に規定される投資支援の各形式について詳細を定める。

第 20 条 工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区のインフラストラクチャシステム開発支援

1. 承認された工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区の開発総合プログラムに基づき, 各省庁, 省庁同格機関, 省, 中央直轄都市人民委員会 (以下「省級人民委員会」と総称する) は, 開発投資計画を策定し, 工業団地, 輸出加工区, ハイテクパーク, 経済区に属する各機能区の範囲外で技術的インフラストラクチャ, 社会的インフラストラクチャシステムを構築させる。
2. 国は, 困難な経済, 社会状況にある地域, 特別困難な経済, 社会状況にある地域における工業団地の内外における技術的インフラストラクチャ, 社会的インフラストラクチャシステムの統合的な開発のため, 予算及び優遇信用資本から開発投資資本の一部を支援する。
3. 国は, 経済区, ハイテクパークにおける技術的インフラストラクチャ, 社会的インフラストラクチャシステムの構築のため, 予算, 優遇信用資本から開発投資資本の一部を支援し, その他の各資本調達方式を適用する。

第 21 条 工業団地, ハイテクパーク, 経済区内の労働者のための住宅, サービス, 公共施設の開発

1. 権限を有する機関に承認された工業団地, ハイテクパーク, 経済区の開発総合企画に基づき, 省級人民委員会は, 工業団地, ハイテクパーク・経済区内で就業する労働者のための住宅, サービス, 公共施設を開発するため, 計画を策定し, 土地を配置する。
2. 工業団地内の労働者のための住宅, サービス, 公共施設を開発するための土地の配置について困難に遭遇している各地方に対し, 権限を有する国家機関は, 労働者のための住宅, サービス, 公共施設を開発するために土地の一部を確保

できるよう工業団地の企画の調整を決定する。

第四章 ベトナムにおける投資活動

第一節 投資の形式

第 22 条 経済組織設立への投資

1. 投資家は、法令の規定に基づき、経済組織を設立することができる。外国投資家は、経済組織を設立する前に、この法律第 37 条の規定に基づき、投資計画を作成し、投資登録証明書の発給手続を実施し、以下の各条件を満たさなければならない。
 - a) この条第 3 項に規定される定款資本の所有比率
 - b) ベトナム社会主義共和国が締結している国際条約の規定に基づく投資形式、活動範囲、投資活動の実施に参加するベトナムのパートナー及びその他の条件
2. 外国投資家は、この条第 1 項の規定に基づき設立された経済組織を通じて投資計画を実施する。ただし、出資、株式、持分の購入の形式による投資又は契約による投資を除く。
3. 外国投資家は経済組織において無制限に定款資本を所有することができる。ただし、以下の各場合を除く。
 - a) 上場会社²⁷、大衆会社²⁸、証券事業組織²⁹及び各証券投資基金における外国投資家の所有割合は、証券に関する法令の規定に基づき実施される。
 - b) 株式会社又はその他の形式により所有転換を実施した国営企業における外国投資家の所有割合は、国営企業の株式会社化及び転換に関する法令の規定に基づき実施される。
 - c) この項 a 号及び b 号の規定に当たらない外国投資家の所有割合は、その他の関係法令及びベトナムが締結国である国際条約の規定に基づき実施される。

第 23 条 非内国経済組織の投資活動の実施

1. 経済組織は、以下のいずれかの場合に属する経済組織の設立投資；経済組織への出資、株式及び持分の購入による投資；BCC 契約による投資の際は、外国投資家に対する規定に従い投資の条件を満たし、手続を実施しなければならない。
 - a) 外国投資家が定款資本の 51 パーセント以上を保有する、又は合名会社である経済組織について過半数の合名社員が外国の個人である。
 - b) この項 a 号に規定される経済組織が定款資本の 51 パーセント以上を保有する。

- c) 外国投資家及びこの項 a 号に規定される経済組織が定款資本の 51 パーセント以上を保有する。
- 2. 非内国経済組織は、この条第 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定される場合に当たらないときは、経済組織の設立投資；経済組織への出資、株式及び持分の購入による投資；BCC 契約の形式による投資の際、内国投資家に対する規定に従い投資の条件及び手続を実施する。
- 3. ベトナムで設立された非内国経済組織は、新規投資プロジェクトを行うときは、必ずしも新たな経済組織を設立せずに、当該投資プロジェクトの実施手続をすることができる。
- 4. 政府は外国投資家、非内国経済組織が投資プロジェクトを実施するために経済組織を設立する手順、手続の詳細を定める。

第 24 条 経済組織への出資、株式、持分の購入の方式による投資

- 1. 投資家は、経済組織へ出資し、株式、持分を購入する権利を有する。
- 2. 外国投資家は、この法律第 25 条及び第 26 条の規定に従い、経済組織への出資、株式、持分の購入の形式による投資を実施する。

第 25 条 経済組織への出資、株式、持分の購入の形式及び条件

- 1. 外国投資家は、以下の形式により経済組織へ出資することができる。
 - a) 株式会社の初回に発行される株式又は追加発行される株式の購入
 - b) 有限責任会社、合名会社への出資
 - c) この項 a 号及び b 号に規定されないその他の経済組織への出資
- 2. 外国投資家は、以下の各形式により経済組織の株式、持分を購入する。
 - a) 会社又は株主から株式会社の株式を購入する。
 - b) 有限責任会社の社員になるために有限責任会社の各社員の持分を購入する。
 - c) 合名会社の出資社員になるために合名会社の出資社員の持分を購入する。
 - d) この項 a 号、b 号及び c 号の規定されないその他の経済組織の構成員の持分を購入する
- 3. この条第 1 項及び第 2 項に規定される各方式による外国投資家の出資、株式、持分の購入は、この法律第 22 条 1 項 a 号及び b 号に規定される条件を満たさなければならない。

第 26 条 出資、株式、持分の購入の形式による投資の手続

- 1. 投資家は、以下の各場合には、経済組織への出資、株式、持分の購入の登録手続を実施する。

- a) 外国投資家が、外国投資家に対して適用される条件付きの経営投資分野、業種で活動をする経済組織へ出資し、株式、持分を購入する。
 - b) 出資、株式、持分の購入をすることにより、外国投資家、この法律第 23 条 1 項に規定される経済組織が、経済組織の定款資本の 51 パーセント以上を保有することになる。
2. 出資、株式と持分の購入の登録書類
- a) 次の諸内容を含む出資、株式、持分の購入登録書面：外国投資家が出資し、株式、持分を購入する予定の経済組織に関する情報；経済組織への出資、株式、持分の購入をした後の、外国投資家の定款資本の所有割合
 - b) 投資家が個人である場合、人民証明書、身分証明カード又は旅券の写し；投資家が組織である場合、設立証明書又は法的資格を確認するその他の相応な資料の写し
3. 出資、株式と持分の購入の登録手続
- a) 投資家は、この条第 2 項に規定される書類を経済組織の本店所在地の計画投資局に提出する。
 - b) 外国投資家の出資、株式、持分の購入がこの法律第 22 条 1 項 a 号及び b 号に規定される条件を満たす場合、計画投資局は、完全な書類を受領した日から 15 日以内に書面により、投資家が法令の規定に従い株主、社員の変更手続を実施できるように通知する。条件を満たさない場合、計画投資局は投資家に書面により通知し、理由を明示しなければならない。
4. この条第 1 項に規定される場合に当たらない投資家は、経済組織へ出資し、株式、持分を購入したときは、法令の規定に従い株主、社員の変更手続を実施する。経済組織への出資、株式、持分の購入を登録する要望がある場合、投資家はこの条第 3 項の規定に従って実施する。

第 27 条 PPP 契約の形式による投資

1. 投資家、プロジェクト企業は、インフラストラクチャ構造物の新たな建設又は改良、グレードアップ、拡大、管理及び運営、又は公的役務の供給のための投資プロジェクトを実施するため、権限を有する国家機関と PPP 契約を締結する。
2. 政府は、PPP 契約の形式による投資プロジェクトを実施する分野、条件、手続の詳細を定める。

第 28 条 BCC 契約の形式による投資

1. 各内国投資家の間で締結される BCC 契約は、民事に関する法令の規定に従って実施する。

2. 内国投資家と外国投資家との間、又は各外国投資家の間で締結される BCC 契約については、この法律第 37 条の規定に従い投資登録証明書の発給手続を実施する。
3. BCC 契約に参加する各当事者は BCC 契約を実施するため調整委員会を設立する。調整委員会の機能、任務、権限は、各当事者が合意するところによる。

第 29 条 BCC 契約の内容

1. BCC 契約は以下の主要な諸内容を含む。
 - a) 契約に参加する各当事者の名称、住所、権限を有する代表者；取引をする住所又はプロジェクトを実施する地の住所
 - b) 経営投資活動の目標及び範囲
 - c) 契約に参加する各当事者による拠出及び各当事者間における経営投資の結果の分配
 - d) 契約履行の進度及び期限
 - d) 契約に参加する各当事者の権利、義務
 - e) 契約の修正、譲渡、終了
 - g) 契約違反の責任、紛争解決の方式
2. BCC 契約履行の過程において、契約に参加する各当事者は、企業に関する法令の規定に従い企業を設立するために、事業協力により形成された財産を使用することを合意することができる。
3. BCC 契約に参加する各当事者は、法令の規定に反しないその他の諸内容について合意する権利を有する。

第二節 投資方針の決定手続

第 30 条 国会の投資方針決定権限

公共投資に関する法令に基づき国会の投資方針決定権限に属する諸プロジェクトを除き、国会は以下の各投資プロジェクトに対する投資方針を決定する。

1. 次のものを含む、環境に大きな影響を与える又は環境に重大な影響を与える潜在的可能性のあるプロジェクト
 - a) 原子力発電所
 - b) 国立公園、天然保存地区、景観保存地区、科学研究、実験のための森林地区のうち 50 ヘクタール以上の部分；水源保護のための森林のうち 50 ヘクタール以上の部分；防風、防砂、防波、海による浸食の防止、環境保護のための森林のうち 500 ヘクタール以上の部分；生産林のうち 1000 ヘクタール以上の部分の使用目的の転換
2. 2 期以上の農繁期がある水稻を植える土地のうち 500 ヘクタール以上の規

模での使用目的転換請求を伴う土地の使用

3. 山岳地帯において 2 万人以上、その他の地帯において 5 万人以上が移住、再移住するもの。
4. 国会の決定を得る必要がある特別なメカニズム、政策を適用しなければならない要求のあるプロジェクト

第 31 条 政府首相の投資方針決定権限

公共投資に関する法令に基づき政府首相の投資方針決定権限に属する諸プロジェクト及びこの法律第 30 条に規定される各プロジェクトを除き、政府首相は以下の各プロジェクトに対する投資方針を決定する。

1. 資金源を問わず、次のいずれかの場合に当たるプロジェクト
 - a) 山岳地帯において 1 万人以上、その他の地帯において 2 万人以上が移住、再定住する。
 - b) 空港の建設及び経営並びに航空運送の経営
 - c) 国家海洋港³⁰の建設及び経営
 - d) 石油の調査、開発、加工
 - d) 賭博³¹、カジノの経営活動
 - e) 紙巻タバコの生産
 - g) 工業団地、輸出加工区、経済区内の機能区のインフラストラクチャの開発
 - h) ゴルフ場の建設及び経営
2. この条第 1 項に規定される場合に当たらないプロジェクトで、5 兆ドン以上の投資資本規模を有するもの
3. 海上運送の経営、ネットワークインフラストラクチャを有する通信の経営、植林、出版、マスメディアの各分野における外国投資家のプロジェクト、100 パーセント外国資本の科学技術組織、科学技術企業の設立
4. 法令の規定に基づき政府首相の投資方針決定又は投資決定権限に属するその他のプロジェクト

第 32 条 省級人民委員会の投資方針決定権限

1. 公共投資に関する法令に基づく省級人民委員会の投資方針決定権限に属する諸プロジェクト並びにこの法律第 30 条及び第 31 条に規定される各プロジェクトを除き、省級人民委員会は以下の各プロジェクトに対する投資方針を決定する。
 - a) 国家が競売、入札又は譲渡によらずに土地を交付し、土地を賃貸するプロジェクト；土地使用目的の転換請求を伴うプロジェクト

- b) 技術移転に関する法令の規定に基づく移転制限技術目録に属する技術を使用するプロジェクト
2. この条第 1 項 a 号に規定される投資プロジェクトで、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区において実施され、既に権限を有する者により承認された企画に合致するものは、投資方針決定のために省級人民委員会に提出しなくてよい。

第 33 条 省級人民委員会の投資方針決定の書類、手順、手続

1. 投資プロジェクトの書類は次のものを含む。
 - a) 投資プロジェクト実施の要請書
 - b) 投資家が個人の場合、人民証明書、身分証明カード又は旅券の写し；投資家が組織の場合、設立証明書又は法的資格を確認するその他の相当な資料の写し
 - c) 次の各内容からなる投資プロジェクトの提案：プロジェクトを実施する投資家、投資の目的、投資の規模、投資資本及び資本調達の方法、投資の地点、期限、進捗、労働の需要、投資優遇措置享受の主張、プロジェクトの経済、社会へ影響、効果の評価
 - d) 次のいずれかの資料の写し：投資家の直近 2 年分の財務報告書；親会社の財務支援誓約書；金融機関等の財務支援誓約書；投資家の財務能力に関する保証；投資家の財務能力を説明する資料
 - d) 土地使用の需要の提案；プロジェクトが国家に土地の交付、土地の賃貸、土地使用目的の転換許可を要請しない場合、投資プロジェクトの実施地点の借用合意書又は投資家が同地点の使用権を有することを確認できるその他の資料の写しの提出
 - e) この法律第 32 条 1 項 b 号に規定されるプロジェクトについては、次の各内容からなる技術の使用に関する説明：技術名、技術の出処、技術行程の概略；主要な機械、設備及び技術的な連鎖の使用状況、主要な技術的パラメーター
 - g) BCC 契約の形式による投資プロジェクトについては BCC 契約
2. 投資家はこの条第 1 項に規定される書類を投資登録機関に提出する。
投資プロジェクトの書類を受領した日から 35 日以内に、投資登録機関は結果を投資家に通知しなくてはならない。
3. 十分な投資プロジェクトの書類を受領した日から 3 営業以内に、投資登録機関は、この条第 6 項に規定される諸内容に関連を有する国家機関の審査意見を聴取するために書類を送付する。

4. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 15 日以内に、意見聴取を受けた国家機関は自己の国家管理範囲に属する諸内容につき審査意見を出して、投資登録機関に送付する。
5. 投資登録機関の請求を受けた日から 5 営業日以内に、この条の規定に従い、審査の基礎とするため、土地管理機関は地図の謄本を提供する責任を負い；企画管理機関は企画の情報を提供する。
6. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 25 日以内に、投資登録機関は審査報告書を作成し、省級人民委員会に提出する。審査報告書の内容は次のものからなる。
 - a) 次のものを含むプロジェクトに関する情報：プロジェクトを実施する投資家、目的、規模、地点、進捗に関する情報
 - b) 外国投資家に対する投資条件の充足の評価（もしあれば）
 - c) 投資プロジェクトの経済、社会開発総合企画、分野の発展企画及び土地使用企画との適合性の評価；プロジェクトの経済、社会への影響、効果の評価
 - d) 投資優遇措置及び投資優遇措置の享受条件に関する評価（もしあれば）
 - d) 投資家の投資地点の使用権に関する法的根拠の評価。土地の交付、土地の賃貸、土地使用目的の転換許可の提案がある場合、土地に関する法令の規定に従い、土地使用の需要、土地の交付、土地の賃貸及び土地使用目的の転換許可の条件について審査を実施する。
 - e) この法律第 32 条 1 項 b 号に規定されるプロジェクトについては、投資プロジェクトで使用する技術に関する評価
7. 書類及び審査報告書を受領した日から 7 営業日以内に、省級人民委員会は投資方針を決定し、拒否する場合は書面により通知し、理由を明示しなければならない。
8. 省級人民委員会の投資方針決定の内容は次のものからなる。
 - a) プロジェクトを実施する投資家
 - b) プロジェクトの名称、目的、規模、投資資本、プロジェクト実施期限
 - c) 投資プロジェクトの実施地点
 - d) 投資プロジェクトの実施の進捗；出資及び各資金源からの資金調達の進捗；基礎建設及び構造物を活用させる進捗（もしあれば）；複数のフェイズからなる投資プロジェクトについてはフェイズごとの実施の進捗
 - d) 適用技術
 - e) 投資優遇措置、支援及び適用条件（もしあれば）
 - g) 投資方針決定の効力の期限

9. 政府は、省級人民委員会が投資方針を決定する投資プロジェクトの審査の書類、実施手続の詳細を定める。

第 34 条 政府首相の投資方針決定の書類、手順、手続

1. 投資家は、投資プロジェクトの書類を、投資プロジェクトを実施する地の投資登録機関に提出する。書類は次のものからなる。
 - a) この法律第 33 条 1 項の規定による書類
 - b) 更地の造成、移住、再定住に関する計画案（もしあれば）
 - c) 環境への影響の初期評価；環境保護の各方針
 - d) プロジェクトの経済、社会への影響、効果の評価
2. この条第 1 項の規定による十分な投資プロジェクトの書類を受領した日から 3 営業日以内に、投資登録機関は書類を計画投資省に送付し、かつ、意見聴取のための書類をこの法律第 33 条 6 項に規定される内容に関連を有する国家機関に送付する。
3. 意見聴取のための書類を受領した日から 15 日以内に、意見聴取を受けた機関は、国家管理の範囲に属する諸内容につき意見を出し、投資登録機関及び計画投資省に送付する。
4. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 25 日以内に、投資登録機関は、投資プロジェクトの書類を検討して審査意見を出してもらうように省級人民委員会に提出し、計画投資省に送付する³²。
5. この条 4 項に規定される書面を受領した日から 15 日以内に、計画投資省は投資プロジェクトの書類を審査し、この法律第 33 条第 6 項に規定される各内容からなる審査報告書を作成して、投資方針を決定する政府首相に提出する。
6. 政府首相は、この法律第 33 条 8 項に規定される各内容からなる投資方針を検討し、決定する。
7. 政府は、政府首相が投資方針を決定する投資プロジェクトの審査の書類、実施の手順、手続の詳細を定める。

第 35 条 国会の投資方針決定の書類、手順、手続

1. 投資家は、投資プロジェクトの書類を、投資プロジェクトを実施する地の投資登録機関に提出する。書類は次のものからなる。
 - a) この法律第 33 条 1 項の規定による書類
 - b) 更地の造成、移住、再定住に関する計画案（もしあれば）
 - c) 環境への影響の初期評価、環境保護の各方針
 - d) 投資プロジェクトの経済、社会への影響、効果の評価
 - d) 特殊なメカニズム、政策の提案（もしあれば）

2. 十分な投資プロジェクトの書類を受領した日から3営業日以内に、投資登録機関は、政府首相に報告して国家審査評議会を設立してもらうように、投資プロジェクトの書類を計画投資省に送付する。
3. 設立の日から90日以内に、国家審査評議会は投資プロジェクトの書類を審査し、この法律第33条6項に規定される各内容からなる審査報告書を作成し、政府に提出する。
4. 遅くとも国会の定期会議の開幕日の60日前までに、政府は投資方針決定書類を国会の審査主宰機関に送付する。
5. 投資方針決定書類は次のものからなる。
 - a) 政府の提出書
 - b) この条1項の規定による投資プロジェクトの書類
 - c) 国家審査評議会の審査報告書
 - d) 関連を有するその他の資料
6. 審査内容は次のとおりである。
 - a) 国会の投資方針決定権限に属するプロジェクトを確定する指標を満たすこと
 - b) プロジェクト実施の必要性
 - c) プロジェクトの経済、社会開発戦略、総合企画、業種、分野の開発企画、土地、その他の天然資源の使用企画との適合性
 - d) プロジェクト実施の目的、規模、地点、期限、進捗、土地利用の需要、更地の造成、移住、再定住に関する計画案、主要な技術の選択計画案、環境保護の方策
 - d) 投資資本、資本調達計画案
 - e) 経済、社会への影響、効果
 - g) 特殊なメカニズム、政策；投資優遇措置、支援及び適用条件（もしあれば）
7. 政府及び関連を有する機関、組織、個人は、審査に資する情報、資料を十分に提供し；国会の審査主宰機関が請求する際は、プロジェクトの内容に属する諸問題について説明する責任を負う。
8. 国会は、以下の各内容からなる投資方針に関する議決を検討し、採択する。
 - a) プロジェクトを実施する投資家
 - b) プロジェクトの名称、目的、規模、投資資本、出資及び各資金源からの資金調達の進捗、プロジェクト実施期間
 - c) 投資プロジェクト実施地点
 - d) 投資プロジェクトの実施進捗：基礎建設及び構造物を活用させる進捗（もしあれば）；プロジェクトの各活動目的、主要な項目の実施進捗；プロジ

エクトがフェイズごとに実施される場合、フェイズごとの活動目的、期間、内容を規定しなければならない。

- d) 適用技術
 - e) 特殊なメカニズム、政策；投資優遇措置、支援及び適用条件（もしあれば）
 - g) 投資方針に関する議決の効力期限
9. 政府は、国家審査評議会が投資プロジェクトの書類の審査を実施する書類、手順、手続の詳細を定める。

第三節 投資登録証明書の発給、調整及び回収手続

第 36 条 投資登録証明書の発給手続を実施する場合

1. 以下の各場合、投資登録証明書の発給手続を実施しなければならない。
 - a) 外国投資家の投資プロジェクト
 - b) この法律第 23 条 1 項に規定される経済組織の投資プロジェクト
2. 以下の各場合、投資登録証明書の発給手続を実施しなくてよい。
 - a) 内国投資家の投資プロジェクト
 - b) この法律第 23 条 2 項に規定される経済組織の投資プロジェクト
 - c) 経済組織への出資、株式、持分の購入の形式による投資
3. この法律第 30 条、第 31 条及び第 32 条に規定される投資プロジェクトについては、内国投資家、この法律第 23 条 2 項に規定される経済組織は、投資方針が決定された後に、投資プロジェクトを実施する。
4. この条第 2 項 a 号及び b 号に規定される投資プロジェクトについて投資登録証明書の発給の需要がある場合、投資家はこの法律第 37 条の規定に従って投資登録証明書の発給手続を実施する。

第 37 条 投資登録証明書の発給手続

1. この法律第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定による投資方針決定範囲に属する投資プロジェクトについては、投資登録機関は投資方針決定書面を受領した日から 5 営業日以内に投資家に対し投資登録証明書を発給する。
2. この法律第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定による投資方針決定範囲に属さない投資プロジェクトについては、投資家は以下の規定に従って投資登録証明書の発給手続を実施する。
 - a) 投資家はこの法律第 33 条 1 項が定める書類を投資登録機関に提出する。
 - b) 十分な書類を受領した日から 15 日以内に、投資登録機関は投資登録証明書を発給する；拒否する場合は書面により投資家に通知し、理由を明記しなければならない。

第 38 条 投資登録証明書の発給、調整及び回収の権限

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区における各投資プロジェクトについて、投資登録証明書を受領し、発給し、調整し、回収する。
2. 計画投資局は、この条第3項に規定される場合を除き、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外の各投資プロジェクトについて投資登録証明書を受領し、発給し、調整し、回収する。
3. 投資家が本店もしくは投資プロジェクトを実施するための管理事務所を置く又は置く予定の地の計画投資局は、以下の投資プロジェクトについて投資登録証明書を受領し、発給し、調整し、回収する。
 - a) 複数の省、中央直轄都市で実施される投資プロジェクト
 - b) 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク及び経済区の内部及び外部で実施される投資プロジェクト

第 39 条 投資登録証明書の内容

1. 投資プロジェクトコード
2. 投資家の名称及び住所
3. 投資プロジェクトの名称
4. 投資プロジェクトの実施地点；使用する土地の面積
5. 投資プロジェクトの目的、規模
6. プロジェクトの投資資本（投資家の出資する資本及び調達する資本からなる）；出資と資金源の調達の進捗
7. プロジェクトの活動期間
8. 投資プロジェクトの実施進捗：基礎建設及び構造物を活用させる進捗（もしあれば）；プロジェクトの各活動目的、主要な項目の実施進捗；プロジェクトがフェイズごとに実施される場合、フェイズごとの活動目的、期間、内容を規定しなければならない。
9. 投資優遇措置、支援及び適用根拠と条件（もしあれば）
10. プロジェクトを実施する投資家に対する各条件（もしあれば）

第 40 条 投資登録証明書の調整

1. 投資登録証明書の内容を変更する要望があるときは、投資家は投資登録証明書の調整手続を実施する。
2. 投資登録証明書の調整書類は次のものからなる。
 - a) 投資登録証明書の調整を要請する書面
 - b) 投資プロジェクトの調整を要請する時点までの投資プロジェクトの展開状況報告書

- c) 投資家の投資プロジェクトの調整に関する決定
 - d) 各調整内容に関連を有する、この法律第 33 条 1 項 b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号に規定される資料
3. この条第 1 項の規定による十分な書類を受領した日から 10 営業日以内に、投資登録機関は投資登録証明書を調整する；投資登録証明書の調整を拒否する場合は書面により投資家に通知し、理由を明記しなければならない。
 4. 投資方針を決定しなければならない範囲に属する各プロジェクトについて、目的、投資地点、主要な技術、総投資資本の 10 パーセントを超える投資資本の増減、実施期間に関連する投資プロジェクトの調整を行い、投資家を変更し、又は投資家に対する条件（もしあれば）を変更するときは、投資登録機関は投資登録証明書を調整する前に投資方針決定手続を実施する。
 5. 投資家の投資登録証明書の内容調整の提案により、投資プロジェクトが投資方針を決定しなければならない範囲に属するようになる場合、投資登録機関は投資登録証明書を調整する前に投資方針決定手続を実施する。

第 41 条 投資登録証明書の回収

1. 投資登録機関は、投資プロジェクトがこの法律第 48 条 1 項の規定に従って活動を終了した場合、投資登録証明書の回収を決定する。
2. 政府は、投資登録証明書の回収の手順、手続の詳細を定める。

第四節 投資プロジェクトの実施展開

第 42 条 投資プロジェクト実施の担保

1. 投資家は国家から土地の交付、土地の賃貸、土地使用目的の転換許可を受けたプロジェクトの実施を担保するため、預託をしなければならない。
2. プロジェクトの実施を担保するための預託額は、具体的なプロジェクトごとの規模、性質及び進度に基づきプロジェクトの投資資本の 1 パーセントから 3 パーセントである。
3. 投資プロジェクト実施担保預託金は、投資プロジェクトの実施進度に応じて、投資家に償還される。ただし、償還してはならない場合を除く。
4. 政府はこの条の詳細を定める。

第 43 条 投資プロジェクトの活動期間

1. 経済区における投資プロジェクトの活動期間は 70 年を超えない。
2. 経済区外の投資プロジェクトの活動期間は 50 年を超えない。困難な経済、社会条件を有する地域、特別困難な経済、社会条件を有する地域で実施され

る投資プロジェクト，又は大きな投資資本を有するが資本の回収が遅いプロジェクトについては，期間はより長期であるが70年を超えない。

3. 国家から土地の交付，土地の賃貸を受ける投資プロジェクトであるが，投資家が土地の引渡しを受けるのが遅れたときは，国家による土地の引渡しが遅れた期間は投資プロジェクトの活動期間に算入しない。

第44条 機械，設備，技術連鎖の鑑定

1. 投資家は，法令の規定に従って投資プロジェクトを実施するための機械，設備，技術連鎖の品質を保証する責任を負う。
2. 科学，技術に関する国家管理の実施を担保するため，又は租税の算定根拠を確定するために必要な場合，権限を有する国家管理機関は機械，設備，技術連鎖の品質及び価値の独立的³³鑑定の実施を請求する。

第45条 投資プロジェクトの譲渡

1. 投資家は，以下の各条件を満たすときは，投資プロジェクトの全部又は一部を他の投資家に譲渡する権利を有する。
 - a) この法律第48条1項の規定により活動を終了させられるいずれの場合にも属さない。
 - b) 外国投資家が，外国投資家に対し適用される条件付きの投資分野，業種に属するプロジェクトの譲渡を受ける場合，外国投資家に対し適用される投資条件を満たす。
 - c) プロジェクトの譲渡が土地所有権の譲渡を伴う場合，土地に関する法令，不動産事業に関する法令の規定による各条件を遵守する。
 - d) 投資登録証明書に規定される，又は関連を有する法令のその他の規定による条件（もしあれば）
2. 投資登録証明書の発給範囲に属するプロジェクトを譲渡する場合，プロジェクトを実施する投資家を調整するため，投資家はこの法律第33条1項の規定による書類に投資プロジェクト譲渡契約書を添付して提出する。

第46条 投資進度の延期

1. 投資登録証明書の発給，又は投資方針決定を受けたプロジェクトについて，投資資本実施進捗，建設及び主要な構造物活用の進捗（もしあれば）；投資プロジェクトの各活動目的の実施進捗を延期する際は，投資家は書面により投資登録機関に提案しなければならない。
2. 進捗を延期する提案の内容は次のとおりである。

- a) 投資登録証明書の発給又は投資方針決定を受けた時から進度を延期する時点までの投資プロジェクトの活動及び国家に対する財務義務の履行の状況
 - b) プロジェクトの実施進度を延期する理由の説明及び期間
 - c) 出資，基礎建設及びプロジェクト活動開始の進捗に関する計画からなる，プロジェクトの実施継続計画
 - d) プロジェクトの実施継続についての投資家の誓約書
3. 投資進度の延期の総期間は 24 か月を超えてはならない。不可抗力の場合は，不可抗力の悪影響を克服する期間は投資進度の延期期間に算入しない。
 4. 提案を受領した日から 15 日以内に，投資登録機関は投資進度の延期に関する意見を書面により示す。

第 47 条 投資プロジェクト活動の一時停止，停止

1. 投資プロジェクト活動を一時停止した投資家は，投資登録機関に書面により通知しなければならない。不可抗力により投資プロジェクト活動を一時停止した場合，不可抗力により生じた悪影響を克服するための活動一時停止期間中，投資家は土地に関する租税を免除される。
2. 投資に関する国家管理機関は，以下の各場合，投資プロジェクト活動の停止又は一部停止決定をする。
 - a) 文化遺産法の規定に基づき国家の遺跡，遺物，古物，宝物を保護するため。
 - b) 環境を管理する国家機関の要請により環境に関する違反を克服するため。
 - c) 労働を管理する国家機関の要請により安全な労働を保証する各措置を実施するため。
 - d) 裁判所，仲裁組織の決定，判決に基づく。
 - d) 投資家が投資登録証明書の内容どおりに実施せず，行政違反処分を受けたのに違反を継続する。
3. 政府首相は，プロジェクトの実施が国家の治安に影響を与えるおそれがある場合，計画投資書の要請により投資プロジェクト活動の一部又は全部の停止を決定する。

第 48 条 投資プロジェクト活動の終了

1. 投資プロジェクトは，以下の各場合に活動を終了させられる³⁴。
 - a) 投資家がプロジェクト活動の終了を決定する。
 - b) 契約，企業の定款に規定される活動終了の条件による。
 - c) 投資プロジェクト活動の期間が満了する。

- d) 投資プロジェクトがこの法律第 47 条 2 項及び 3 項に規定される各場合の一つに属するが、投資家が活動停止条件を克服する可能性がない。
 - d) 投資家が国家により投資プロジェクトを実施している土地の回収を受け、又は投資地点の使用を継続することができなくなり、かつ、土地回収決定又は投資地点の使用を継続することができない日から 6 か月以内に投資地点の調整手続を実施しない。
 - e) 投資プロジェクトが活動を停止し、活動停止の日から 12 か月の期限が満了したが、投資登録機関が投資家又は投資家の合法的な代理人に連絡することができない。
 - g) 12 か月が経過した³⁵が、投資登録機関に登録した進度に従って投資家がプロジェクトを実施しない、又は実施することができなくなり、かつこの法律第 46 条の規定に従い投資プロジェクトの実進度が延期された場合に属さない。
 - h) 裁判所、仲裁組織の判決、決定による。
2. 投資登録機関は、この条第 1 項 d 号、 d 号、 e 号、 g 号及び h 号に規定される各場合、投資プロジェクトの活動終了を決定する。
 3. 投資家は、投資プロジェクトが活動を終了する際、財産の清算に関する法令の規定に従って投資プロジェクトを自ら清算する。
 4. 期間が延長された場合を除き、投資プロジェクトが国家により土地を回収され、土地回収の日から 12 か月以内に投資家が土地に付着した財産を自ら清算しないときは、土地回収決定を出した機関は、土地に付着した財産の清算を行う。

第 49 条 BCC 契約における外国投資家の管理事務所の設立

1. BCC 契約における外国投資家は、契約を実施するため、ベトナムに管理事務所を設立することができる。管理事務所の地点は、外国投資家が BCC 契約中で契約実施の要求に従って決定する。
2. BCC 契約における外国投資家の管理事務所は、印鑑を有し；BCC 契約及び管理事務所設立登録証明書に規定される権利、義務の範囲内で口座を開設し、労働者を採用し、契約を締結し、各経営活動を進行することができる。
3. BCC 契約における外国投資家は、管理事務所を置く予定の地の投資登録機関に、管理事務所設立登録の書類を提出する。
4. 管理事務所設立登録の書類は次のとおりである。
 - a) BCC 契約における外国投資家のベトナムにおける駐在事務所の名称及び住所（もしあれば）；管理事務所の名称、住所；管理事務所の活動の内容、期間、範囲；管理事務所の指導者の氏名、住居所、人民証明書、身分証明カード又は旅券³⁶からなる管理事務所設立登録書

- b) BCC 契約における外国投資家の管理事務所設立に関する決定
 - c) 管理事務所の指導者任命決定書の写し
 - d) BCC 契約書の写し
5. この条第4項の規定による書類を受領した日から15日以内に、投資登録機関はBCC契約における外国投資家に対し管理事務所活動登録証明書を発給する。

第50条 BCC契約における外国投資家の管理事務所の活動の終了

1. 管理事務所の活動終了決定の日から7営業日以内に、外国投資家は通知書類を管理事務所があった地の投資登録機関に送付する。
2. 管理事務所の活動終了通知書類は次のとおりである。
 - a) 管理事務所が期間満了前に活動を終了する場合、管理事務所の活動終了決定
 - b) 債権者及び弁済済みの債務額の目録
 - c) 労働者及び解決済みの労働者の経済的利益の目録
 - d) 各納税義務を完遂したことに係る税務機関の確認
 - d) 社会保険に関する義務を完遂したことに係る社会保険機関の確認
 - e) 印鑑を廃棄したことに係る公安機関の確認
 - g) 管理事務所活動登録証明書
 - h) 投資登録証明書の写し
 - i) BCC契約書の写し
3. 十分な書類を受領した日から15日以内に、投資登録機関は管理事務所活動登録証明書の回収を決定する。

第五章 外国への投資活動

第一節 総則

第51条 外国への投資活動実施の原則

1. 国家は、市場の開拓、発展、拡大；商品、役務の輸出、外貨の獲得の可能性の増大；現代技術へのアクセス、管理能力の向上、国の経済、社会的開発のための資源の補充を狙って投資家が外国へ投資活動を実施するのを奨励する。
2. 外国で投資活動を実施する投資家は、この法律の規定、関係法令、投資を受け入れる国、領土地域（以下「被投資国」という）の法令及びベトナム社会主義共和国が締結国である国際条約のその他の規定を遵守しなければならない；外国における投資活動の効果につき自ら責任を負う。

第52条 外国への投資の形式

1. 投資家は、以下の各形式により外国への投資活動を実施する。
 - a) 被投資国の法令の規定に従った経済組織の設立
 - b) 外国における BCC 契約の実施
 - c) 外国における経営投資活動の管理への参加及び実施のために、外国の経済組織の定款資本の一部又は全部の再取得
 - d) 外国において、証券、その他の有価証券の売買、又は各証券投資基金、その他の中間的な金融機関を通じた投資
 - d) 被投資国の法令の規定に基づくその他の各投資形式
2. 政府はこの条第 1 項 d 号に規定される投資形式の実施の詳細を定める。

第 53 条 外国への投資資金源

1. 投資家は、外国で投資活動を実施するための出資及び各資金源からの調達につき責任を負う。外貨による資本の借入、外貨による投資資本の移転は、銀行、各与信機関、外国為替管理に関する法令の規定に基づく条件及び手続を遵守しなければならない。
2. それぞれの時期の貨幣政策、外国為替管理政策の目標を踏まえ、ベトナム国家銀行は、与信機関、ベトナムにおける外国の銀行の支店がこの条第 1 項の規定に従い外国への投資活動を実施するために投資家に外貨により資本を貸し付けることについて定める。

第二節 外国への投資方針決定手続

第 54 条 外国への投資方針決定権限

1. 国会は、以下の各投資プロジェクトについて、外国への投資方針を決定する。
 - a) 外国へ 20 兆ドン以上の資本を投資するプロジェクト
 - b) 国会の決定を得る必要がある特別なメカニズム、政策の適用を請求するプロジェクト
2. この条第 1 項に規定される各場合を除き、政府首相は以下の各投資プロジェクトについて外国への投資方針を決定する。
 - a) 銀行、保険、証券、マスメディア、放送、放映、通信の分野に属するプロジェクトで外国へ 4000 億ドン以上の資本を投資するもの
 - b) この項 1 号に規定される場合に当たらないプロジェクトで外国へ 8000 億ドン以上の資本を投資するもの

第 55 条 政府首相の外国への投資方針決定の書類、手順、手続

1. 投資家は計画投資省に投資プロジェクトの書類を提出する。書類は次のものからなる。

- a) 外国への投資登録書面
 - b) 投資家が個人の場合、人民証明書、身分証明カード又は旅券の写し。投資家が組織の場合、設立証明書又はその他の法的資格の認定に相当する資料の写し
 - c) 投資の目的、規模、形式、地点；初期的な投資資本の確認、資本調達計画案、資金源の構造；プロジェクトの実施進度、各投資のフェイズ（もしあれば）；プロジェクトの投資効果の初期分析からなる投資プロジェクトの提案
 - d) 投資家の財務能力を証明するいずれかの資料の写し：投資家の直近 2 年分の財務報告書；親会社の財務支援誓約書；金融機関等の財務支援誓約書；投資家の財務能力に関する保証；投資家の財務能力を証明するその他の資料
 - d) 自ら外貨を調達することに関する誓約書又は投資家に対し外貨を準備することを誓約する権限がある与信機関の書面
 - e) この法律第 57 条 1 項及び 2 項の規定に従った外国への投資決定
 - g) 銀行、証券、保険、科学及び技術の領域の外国への投資プロジェクトについては、投資家は、各与信機関法、証券法、科学技術法、保険事業法の規定に基づく外国への投資条件の充足について権限を有する国家機関の承認書面を提出する。
2. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 3 営業日以内に、計画投資省は書類を送付して関連を有する国家機関の審査意見を聴取する。
 3. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 15 日以内に、意見聴取を受けた機関は管理権限に属する内容に関する審査意見を出す。
 4. 投資プロジェクトの書類を受領した日から 30 日以内に、計画投資省は審査し、審査報告書を作成して政府首相に提出する。審査報告書は以下の各内容からなる。
 - a) この法律第 58 条の規定による外国への投資登録証明書の発給条件
 - b) 投資家の法的資格
 - c) 外国において投資活動を実施することの必要性
 - d) この法律第 51 条 1 項の規定とプロジェクトとの適合性
 - d) プロジェクトの基本的な諸内容：プロジェクトの規模、投資の形式、実施地点、期間及び進度、投資資本、資金源
 - e) 被投資国のリスク水準の評価
 5. 政府首相は、以下の各内容からなる外国への投資方針について検討し、決定する。
 - a) プロジェクトを実施する投資家

- b) 投資の目的, 地点
- c) 投資資本, 資金源; 出資, 資本調達の進捗及び外国における投資活動の実施進捗
- d) 投資優遇措置及び支援 (もしあれば)

第 56 条 国会の外国への投資方針決定の書類, 手順, 手続

1. 投資家は計画投資省にこの法律第 55 条 1 項の規定による投資プロジェクトの書類を提出する。
2. 十分な投資プロジェクトの書類を受領した日から 5 営業日以内に, 計画投資省は政府首相に国家審査評議会を設立するように報告する。
3. 設立の日から 90 日以内に, 国家審査評議会は, 審査を実施し, この法律第 55 条 4 項に規定される各内容からなる審査報告書を作成する。
4. 遅くとも国会の定期会議開幕の 60 日前までに, 政府は外国への投資方針決定書類を国会の審査主宰機関に送付する。書類は次のものからなる。
 - a) 政府の提出書
 - b) この法律第 55 条 1 項の規定による投資プロジェクトの書類
 - c) 国家審査評議会の審査報告書
 - d) その他の関連を有する資料
5. 国会は外国への投資方針について検討し, この法律第 55 条 5 項に規定される各内容からなる議決を採択する。

第三節 外国への投資登録証明書の発給, 調整及び効力終了の手続

第 57 条 外国への投資決定権限

1. 国営企業である投資家の外国への投資の決定権限は, 企業における生産, 経営のために投資された国家資本の管理, 使用に関する法令の規定に従って実施される。
2. この条第 1 項に規定される場合に当たらない外国への投資活動は, この法律, 企業法の規定及びその他の関係法令の規定に従って投資家により決定される。
3. この条第 1 項及び第 2 項による投資家及び企業における所有者代表機関は, 外国への投資決定について責任を負う。

第 58 条 外国への投資登録証明書発給の条件

1. 外国への投資活動がこの法律第 51 条に規定される原則に適合する。
2. 外国への投資活動がこの法律第 6 条に規定される経営投資禁止分野, 業種に属さない。

3. 投資家が、外国への投資活動を実施するための外貨を自ら準備することを誓約する、又は権限ある与信機関から外貨の準備の誓約をされ、かつ、外貨による資本の外国への移転額が 200 億ドン以上に相当する場合で、この法律第 54 条に規定されるプロジェクトに当たらないときは、計画投資省はベトナム国家銀行の書面による意見を聴取する。
4. この法律第 57 条 1 項及び 2 項の規定に従った外国への投資決定がある。
5. 投資プロジェクトの書類提出の時点までの投資家の納税義務の履行を確認する税務機関の書面がある。

第 59 条 外国への投資登録証明書発給の手続

1. 外国への投資方針を決定すべき範囲に属する各投資プロジェクトについては、計画投資省は、投資方針決定書面を受領した日から 5 営業日以内に、投資家に外国への投資登録証明書を発給する。
2. この条第 1 項に規定される場合に当たらないプロジェクトについては、投資家は投資登録証明書の発給要請書類を計画投資省に提出する。書類は次のものからなる。
 - a) 外国への投資登録書面
 - b) 投資家が個人の場合、人民証明書、身分証明カード又は旅券の写し。投資家が組織の場合、設立証明書又は法的資格を確認するその他の相当な資料の写し
 - c) この法律第 57 条 1 項及び 2 項の規定による外国への投資決定
 - d) この法律第 58 条第 3 項の規定による外貨を自ら調達する誓約書、又は投資家に対し外貨を準備することを誓約する権限がある与信機関の書面
 - d) 銀行、証券、保険、科学及び技術の領域の外国への投資プロジェクトについては、投資家は、各与信機関法、証券法、科学技術法、保険事業法の規定に基づく外国への投資条件の充足について権限を有する国家機関の承認書面を提出する。
3. この条第 1 項に規定される書類を受領した日から 15 日以内に、計画投資省は外国への投資登録証明書を発給する。外国への投資登録証明書の発給を拒否する場合、投資家に書面により通知し、理由を明記しなければならない。
4. 政府は外国への投資プロジェクトの審査手続；外国への投資登録証明書の発給、調整、効力終了の詳細を定める。

第 60 条 外国への投資登録証明書の内容

1. 投資プロジェクトコード
2. 投資家の名称及び住所
3. 投資プロジェクトの名称

4. 投資の目的, 地点
5. 投資資本, 投資資金源; 出資, 資金調達の進捗及び外国における投資活動の実施進捗
6. 投資家の権利及び義務
7. 投資優遇措置及び支援 (もしあれば)

第 61 条 外国への投資登録証明書の調整

1. 外国で投資プロジェクトを実施するため, プロジェクトを実施する投資家, 投資の地点, 目的, 規模, 投資資本, 投資資金源, 投資の進捗, 投資優遇措置, 利益の使用に関連する外国への投資プロジェクトの内容を変更する必要がある時は, 投資家は外国への投資登録証明書調整の書類を計画投資省に提出する。
2. 外国への投資登録証明書の調整の書類は次のものからなる。
 - a) 外国への投資登録証明書の調整要請書面
 - b) 投資家が個人の場合, 人民証明書, 身分証明カード又は旅券の写し。投資家が組織の場合, 設立証明書又は法的資格を確認するその他の相当な資料の写し
 - c) 外国への投資登録証明書の調整の書類を提出する時点までの投資プロジェクトの活動状況報告書
 - d) この法律第 57 条 1 項及び 2 項の規定による機関, 組織, 個人の外国への投資プロジェクトの調整決定書
 - d) 外国への投資登録証明書の写し
 - e) 外国への投資資本を増額する調整の場合, 書類を提出する時点までの納税義務の履行を確認する税務機関の書面
3. この条第 2 項の規定による十分な書類を受領した日から 15 日以内に, 計画投資省は外国への投資登録証明書を調整する。
4. 外国への投資方針を決定する範囲に属する各プロジェクトについて, この条第 1 項に規定される各内容を調整する時は, 計画投資省は, 外国への投資登録証明書を調整する前に, 外国への投資方針決定手続を実施する。
5. 外国への投資登録証明書の内容の調整に関する投資家の提案により, 投資プロジェクトが外国への投資方針を決定すべき範囲に属するようになる場合, 計画投資省は, 外国への投資登録証明書を調整する前に, 外国への投資方針決定手続を実施する。

第 62 条 外国への投資プロジェクトの終了

1. 外国への投資プロジェクトは以下の各場合に活動を終了する³⁷。
 - a) 投資家がプロジェクト活動を終了することを決定した。

- b) 投資プロジェクトの活動期間が満了した。
 - c) 契約，企業の定款に規定される活動終了の各条件による。
 - d) 投資家が外国における投資資本の全部を外国投資家に譲渡した。
 - d) 外国への投資登録証明書の発給を受けた日から 12 か月の期限が経過したが，投資プロジェクトが被投資国から承認を得ることができない，又は投資プロジェクトが被投資国の権限を有する国家機関から承認を得た日から 12 か月の期限が経過したが，投資プロジェクトが展開されない。
 - e) 投資登録証明書の発給を受けた日から 12 か月の期限が経過したが，国家管理機関へ登録した進度に従って投資家がプロジェクトを実施せず又は実施することができず，かつ，投資進度の調整手続を実施しない。
 - g) 租税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づく同等の法的価値を有する書面があった日³⁸から 12 か月の期限が経過したが，投資家が投資プロジェクトの活動状況に関する報告書面を提出しない。
 - h) 外国における経済組織が，被投資国の法令の規定に従って解散した，又は破産した。
 - i) 裁判所，仲裁組織の判決，決定による。
2. 計画投資省は，この条第 1 項に規定される各場合には，外国への投資登録証明書の効力終了を決定する。

第四節 外国における投資活動の展開

第 63 条 外国への投資資金口座の開設

外国への投資活動に関連するベトナムから外国への及び外国からベトナムへの金員を移転する取引は，外国為替の管理に関する法令の規定に従い，ベトナムにおいて免許を得た与信機関に開設し，ベトナム国家銀行に登録した個別の資本口座を通じて実施しなければならない。

第 64 条 外国への投資資本の移転

1. 投資家は，以下の各条件を満たすときに，投資活動を実施するために外国へ投資資本を移転することができる。
 - a) この条第 3 項に規定される場合を除き，外国への投資登録証明書の発給を受けている。
 - b) 投資活動が被投資国の権限を有する機関から承認又は許可を受けている。被投資国の法令が投資の許可又は投資の承認について規定していない場合，投資家は被投資国における投資活動の権利を証明する資料を提出しなければならない。
 - c) この法律第 63 条の規定に従った資本口座がある。

2. 外国への投資資本の移転は、外国為替の管理、輸出、技術移転に関する法令の各規定及びその他の関係法令の規定を遵守しなければならない。
3. 投資家は、市場の考察、研究、調査活動に資するため及びその他の投資準備活動を実施するため、政府の規定に従い、外国へ外貨、商品、機械又は設備を移転することができる。

第 65 条 国内への利益の移転

1. この法律第 66 条の規定に従って外国において投資するために利益を使用する場合を除き、税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づく同等の法的価値を有する書面があった日から 6 か月の期間内に、投資家は外国における投資から得た利益及びその他の各収入を全部ベトナムに移転しなければならない。
2. この条第 1 項に規定される期間内に利益及びその他の各収入をベトナムに移転していない場合、投資家は計画投資省及びベトナム国家銀行への報告書面を提出しなければならない。国内への利益の移転期間は延長することができるが、2 回を超えることはできず、毎回 6 か月を超えることはできず、かつ、計画投資省の書面による承認を得なければならない。

第 66 条 外国における投資のための利益の使用

1. 外国における投資活動から得た利益を外国における投資資本の増額、活動の拡大のために使用する投資家は、外国への投資登録証明書の調整手続を実施し、ベトナム国家銀行へ報告しなければならない。
2. 外国における投資プロジェクトから得た利益を外国において別の投資プロジェクトを実施するために使用する場合、投資家は当該投資プロジェクトについて外国への投資登録証明書の発給手続を実施し、ベトナム国家銀行へ資本口座、金員による投資資本の移転の進度を登録しなければならない。

第六章 投資に関する国家管理

第 67 条 投資に関する国家管理の内容

1. 投資に関する法規範文書を制定、普及及び実施をさせる。
2. ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資に関する戦略、企画、計画、政策を策定し、実施する。
3. 投資の状況を総括し、投資活動の影響及びマクロ経済への効果を評価する。
4. 国家投資情報システムを構築、管理及び運営する。
5. この法律の規定に従って投資登録証明書、外国への投資登録証明書を発給、調整及び回収し、投資方針を決定し、外国への投資方針を決定する。
6. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区に関する国家管理

7. 投資促進活動の指導及び実施
8. 投資活動の検査，査察及び監察；投資活動の管理及び協同管理
9. 投資活動を実施するに当たり投資家の不明点，請求を案内し，支援し，解決する；投資活動における不服申立て，告発を解決し，表彰を行い，違反を処分する。
10. 投資活動に関連を有する国際条約につき交渉し，締結する。

第 68 条 投資に関する国家管理の責任

1. 政府は，ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資活動について統一的に国家管理を行う。
2. 計画投資省は，政府がベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資について統一的に管理を行うのを補佐する。
3. 計画投資省の責任，権限は次のとおりである。
 - a) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資に関する戦略，企画，計画，政策を政府，政府首相に承認を受けるように提出する。
 - b) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資に関する法規範文書を発行し，又は発行権限を有する機関へ提出する。
 - c) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資手続を実施するための様式を制定する。
 - d) 投資に関する法規範文書の案内，普及，実施を指導し，実施について監督，検査，評価する。
 - d) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資の状況を総括し，評価し，報告する。
 - e) 投資に関する国家情報システムを構築，管理及び運用する。
 - g) ベトナムにおける投資及びベトナムから外国への投資活動の監察，評価，査察を主宰し，関連を有する各機関と協同する。
 - h) 正当な権限に基づかずに，投資に関する法令の規定に反して発給，調整を受けた投資プロジェクトの実施の停止を決定するように権限を有する者に提案する。
 - i) 工業団地，輸出加工区，経済区に関する国家管理
 - k) ベトナム及び外国における投資の促進及び投資促進活動の指導に関する国家管理
 - l) 投資活動と関連する国際条約の交渉，締結
 - m) 政府及び政府首相の分担に基づく投資活動の管理に関するその他の各任務，権限の実施

4. 各省庁、省庁同格機関の責任、権限
 - a) 投資活動と関連する法令、政策の策定について計画投資省、各省庁、省庁同格機関と協同する。
 - b) 法令、政策、尺度、技術基準及び実施案内の作成及び発行について主宰し、各省庁、省庁同格機関と協同する。
 - c) この法律第7条に規定される分野、業種に対する投資条件を権限に基づき、政府に定めてもらうように提案する。
 - d) 分野の投資企画、計画、資本誘因プロジェクトの目録の作成を主宰し、計画投資省と協同し、専門産業への投資を呼びかけて促進する。
 - d) この法律の規定に従って投資方針を決定する場合に当たる各投資プロジェクトの審査へ参加する。
 - e) 権限に属する投資プロジェクトに対する投資条件の充足について専門分野の監察、評価、査察及び国家管理を行う。
 - g) 国家管理の領域において投資プロジェクトの困難、不明点の解決；工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区において国家管理の任務を遂行する工業団地、輸出特区、ハイテクパーク、経済区の管理委員会に対するランク分け及び委任の案内を主宰し、省級人民委員会及び各省庁、省庁同格機関と協同する。
 - h) 国家管理範囲に属する投資プロジェクトの経済、社会的効果を定期的に評価し、計画投資省へ送付する。
 - i) 分担を受けた領域について投資管理情報システムを維持、更新し、国家投資情報システムへ統合する。
5. 省級人民委員会、計画投資局、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区の各管理委員会の責任、権限は次のとおりである。
 - a) 地方における投資誘因プロジェクトの目録の作成、公表について各省庁、省庁同格機関と協同する。
 - b) 投資登録証明書の発給、調整、回収手続の実施を主宰する。
 - c) 権限に属する投資プロジェクトに対する国家管理機能を実現する。
 - d) 投資家の各困難、不明点を権限に基づき解決し、又は解決権限を有する者へ提案する。
 - d) 地域における投資活動の効果を定期的に評価し、計画投資省へ報告する。
 - e) 分担を受けた領域について国家投資情報システムを維持し、更新する。
 - g) 投資報告制度の実施を指導し、監察及び評価を指導する。
6. 外国におけるベトナムの代表機関は、被投資国におけるベトナムの投資家の投資活動の監督、支援し、権利、合法的な利益を保護する責任を有する。

第69条 投資の監察、評価

1. 投資の監察，評価活動は次のものからなる。
 - a) 投資プロジェクトの監察，評価
 - b) 投資の総合監察，評価
2. 投資の監察，評価の責任は次のとおりである。
 - a) 国会，各級の人民評議会は，法令の規定に従い投資への監察権を行使する。
 - b) 投資に関する国家管理機関，専門分野の国家管理機関は，投資の総合監察，評価及び管理範囲に属する投資プロジェクトの監察，評価を実施する。
 - c) 投資登録機関は，投資登録証明書の発給権限に属する投資プロジェクトを監察し，評価する。
 - d) 各級のベトナム祖国戦線は，自己の任務，権限の範囲内で，共同体による投資³⁹の監察を実施する。
3. 投資の監察，評価の内容は次のとおりである。
 - a) 経営投資のために国家資本を使用する投資プロジェクトについては，投資に関する国家管理機関，専門分野の国家管理機関は，投資決定において承認された内容及び指標に従ってプロジェクトの監察，評価を実施する。
 - b) その他の資金源を使用するプロジェクトについては，投資に関する国家管理機関，専門分野の国家管理機関は，法令の規定に従い，プロジェクトの目的，権限を有する者により承認された投資の企画及び方針との適合性，投資の進度，環境保護，土地その他の天然資源の使用についての各要請の実施，について監察，評価を実施する。
 - c) 投資登録機関は，投資登録証明書，投資方針決定書面に規定された各内容について監察，評価を実施する。
4. 投資の総合監察，評価の内容は次のとおりである。
 - a) 投資に関する法令の各規定の詳細を規定し，施行及び実施を案内する法規範文書の制定
 - b) 各投資プロジェクトの実施状況
 - c) 全国，各省庁，省庁同格機関及び各地方の，及びランク別の各投資プロジェクトの投資実施結果の評価
 - d) 同級の国家管理機関，投資に関する上級の国家管理機関に対し，投資の評価結果並びに投資に関する法令の不明点及び違反の処理方法について提案する。
5. 評価実施機関，組織は，自ら実施し，又は評価のための十分な条件，能力を有する専門家，諮問組織を雇う。
6. 政府はこの条の詳細を定める。

第70条 国家投資情報システム

1. 国家投資情報システムは次のものから構成される。

- a) 内国投資に関する国家情報システム
 - b) ベトナムへの外国投資及びベトナムの外国への投資に関する国家情報システム
2. 計画投資省は、国家投資情報管理システムの構築及び運営；中央及び地方における投資に関する国家管理機関のシステムの運営の評価を主催し、関連を有する各機関と協同する。
 3. 投資に関する国家管理機関及び投資家は、関連する各情報を十分に、遅滞なく、正確に国家投資情報システムに入力し、更新する責任を有する。
 4. 国家投資情報システムに保存されている投資プロジェクトの情報は、投資プロジェクトに関する基本情報としての法的な価値を有する。

第 71 条 ベトナムにおける投資活動の報告制度

1. 報告制度の実施対象者は次のとおりである。
 - a) 省庁、省庁同格機関、省級人民委員会
 - b) 投資登録機関
 - c) この法律の規定に従って投資プロジェクトを実施する投資家、経済組織
2. 定期報告制度は次のとおりである。
 - a) 一月、四半期、一年ごとに、投資プロジェクトを実施する投資家、経済組織は、実際の投資資本、経営投資活動の結果、労働者、国家予算への納付、研究及び開発のための投資、環境の処理及び保護並びに活動領域に応じた専門分野の各指標に関する情報、の各内容からなる投資プロジェクトの実施状況について、投資登録機関及び地域の統計機関に報告する。
 - b) 一月、四半期、一年ごとに、投資登録機関は計画投資省及び省級人民委員会に対し、投資登録証明書の受領、発給、調整、回収の状況及び管理範囲に属する各投資プロジェクトの活動状況を報告する。
 - c) 四半期、一年ごとに、省級人民委員会は、地域における投資の状況を総括し、計画投資省に報告する。
 - d) 四半期、一年ごとに、各省庁、省庁同格機関は、投資登録証明書又は管理範囲に属するその他の同等の価値を有する各書類（もしあれば）の発給、調整、回収の状況に関して報告する；分野の管理範囲に関連を有する投資活動に関する報告を、総括して政府首相に報告できるように、計画投資省に送付する。
 - d) 四半期、一年ごとに、計画投資省は政府首相に対し、全国の投資の状況に関する報告及びこの条第 1 項に規定される各機関の投資報告制度の実施状況に関する評価の報告を行う。
3. 機関、投資家及び経済組織は、書面により及び国家投資情報システムを通じて報告を実施する。

4. この条第1項に規定される機関、投資家及び経済組織は、権限を有する国家機関の請求がある時は、臨時の報告を実施する。
5. 投資登録証明書の発給範囲に属しない各プロジェクトについては、投資プロジェクトの実施を開始する前に、投資家は投資登録機関に報告を行う。

第72条 外国における投資活動の報告制度

1. 報告制度の実施対象者は次のとおりである。
 - a) 省庁、省庁同格機関、省級人民委員会
 - b) 外国への投資登録機関
 - c) この法律の規定に従って投資プロジェクトを実施する投資家
2. 各省庁、省庁同格機関、省級人民委員会の報告制度は次のとおりである。
 - a) 六か月及び一年ごと定期的に、各省庁、省庁同格機関、省級人民委員会は、自己の機能、任務に従って外国への投資活動に関する国家管理の状況を総括して政府首相に報告できるように、計画投資省に報告する。
 - b) 六か月及び一年ごと定期的に、計画投資省は政府首相に対し、全国における投資状況、この条第1項に規定される機関、個人、組織の外国への投資活動管理状況報告制度の実施状況、に関する評価の報告を行う。
3. 投資家の報告制度は次のとおりである。
 - a) 投資プロジェクトが被投資国の法令の規定に従って承認又は許可を受けた日から60日以内に、投資家は外国における投資活動の実施につき、投資プロジェクト承認書面の写し又は被投資国における投資活動の権利を証明する資料を添付した書面により、計画投資省、ベトナム国家銀行、被投資国におけるベトナムの代表機関に通知しなければならない。
 - b) 四半期、一年ごと定期的に、投資家は投資プロジェクトの活動状況報告書を計画投資省、ベトナム国家銀行、被投資国におけるベトナムの代表機関に送付する。
 - c) 税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づき同等の法的価値を有する書面があった日から6か月以内に、投資家は、財務報告書、税の決算報告書又は被投資国の法令の規定に基づき同等の法的価値を有する書面を添付して、投資プロジェクトの活動状況を計画投資省、ベトナム国家銀行、財務省、被投資国におけるベトナムの代表機関並びにこの法律の規定及びその他の関係法令の規定に基づき権限を有する国家管理機関に報告する。
 - d) 国家資本を使用する外国への投資プロジェクトについては、この項a号、b号及びc号に規定される報告制度の実施のほかに、投資家は、企業における生産、経営に投資した国家資本の管理、使用に関する法令の規定に基づく投資報告制度を実施しなければならない。

4. この条第 2 項及び第 3 項に規定される報告は、書面により及び国家投資情報システムを通じて実施される。
5. この条第 1 項に規定される各機関、組織及び投資家は、国家管理業務又は投資プロジェクトに関連して発生した諸問題に関連して請求があった時は、権限を有する国家機関の請求に従って臨時の報告を実施する。

第 7 章 実施の組織

第 73 条 違反処分

1. この法律の規定に違反する行為をした組織、個人は、違反の性質、程度に応じて規律違反処分を受け、行政違反処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける；損害を惹起した場合は、法令の規定に従って賠償をしなければならない。
2. 職務、権限を濫用して経営投資活動を阻害する者、投資家に対し故意に嫌がらせ行為をして、トラブルを惹起した者、法令の規定に基づく公務を実施しない者は、違反の性質、程度に応じて規律違反処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。

第 74 条 経過条項

1. この法律が効力を生ずる日の前に投資許可証、投資証明書が発給を受けた投資家は、発給を受けた投資許可証、投資証明証に従って投資プロジェクトを実施することができる。請求がある場合、投資登録機関は、投資家に対し投資登録証明書を発給して切り替える。
2. この法律が効力を生ずる日の前に、この法律の規定に基づき投資登録証明書を発給すべき場合又は投資方針を決定すべき範囲に属する投資プロジェクトを投資家が実施している場合、投資登録証明書の発給、投資方針決定の手続を実施しなくてよい。投資登録証明書発給の需要がある場合、投資家はこの法律の規定に従って手続を実施する。
3. この法律が効力を生ずる日の前に発行された各法規範書面において規定された経営投資の条件が、この法律第 7 条 3 項の規定に反する場合、2016 年 7 月 1 日から施行効力を失う。
4. 政府はこの条第 1 項及び第 2 項の詳細を定める。

第 75 条 高度技術法 (21/2008/QH12) 第 18 条 1 項の修正、補充

高度技術法第 18 条 1 項は次のとおり修正、補充される。

1. ハイテク企業は以下の各指標を満たさなければならない。
 - a) この法律第 6 条に規定される開発が奨励されるハイテク製品の目録に属するハイテク製品を生産する。

- b) 環境に配慮し、生産中のエネルギーを節約し、ベトナムの技術標準、基準に達した、生産品の品質を管理する各措置を適用している；ベトナムの技術標準、基準が未だない場合、専門分野の国際組織の標準を適用する。
- c) 政府首相の規定によるその他の指標

第76条 施行の効力

1. この法律は、2015年7月1日に発効する。
2. 投資法（59/2005/QH11）及び投資方針決定のために国会に上程される国家的重要プロジェクト、事業に関する国会議決（49/2010/QH12）は、この法律が発効する日に効力を失う。
3. 政府、権限を有する機関は、法律中で委ねられた各条項の詳細を定める。

この法律は、2014年11月26日、ベトナム社会主義共和国第13期国会第8会期において採択された。

国会議長

署名済み：グエン・シン・フン

別表1 経営投資が禁止される各麻薬物質の目録（略）

別表2 化学物質，鉱物の目録（略）

別表3 グループIの絶滅のおそれのある，希少な各野生種の目録（略）

別表4 条件付き経営投資分野，業種の目録

- 1 印鑑⁴⁰生産
- 2 警察，軍隊のサポートツール⁴¹事業
- 3 各種の爆竹事業
- 4 質屋サービス事業
- 5 マッサージ事業
- 6 優先車両の信号発信装備事業
- 7 警備事業
- 8 ペイントボールガン販売事業
- 9 弁護士の業務
- 10 公証の業務
- 11 金融，銀行，建設，古物，遺物，作家の著作権の分野における司法鑑定の業務
- 12 財産競売事業
- 13 商事仲裁事業
- 14 執行，送達の業務
- 15 管財人の業務
- 16 会計サービス事業
- 17 会計検査サービス事業
- 18 税務手続サービス事業
- 19 税関手続サービス事業
- 20 免税品事業
- 21 外関⁴²倉庫事業
- 22 国内で小売りするための商品を集める事業
- 23 出入国管理区域の内外で税関検査サービスをする事業
- 24 証券事業
- 25 証券保管センター，上場証券及びその他の各種の証券の取引市場の組織の記録保管相殺決済事業
- 26 保険事業
- 27 再保険事業

- 28 保険仲介
- 29 保険代理
- 30 保険代理業育成サービス事業
- 31 価格審査決定サービス事業
- 32 企業の株式会社化のための価値確定諮問サービス事業
- 33 宝くじ事業
- 34 外国人に対する賞品付きの電磁娯楽事業⁴³
- 35 債権回収サービス事業⁴⁴
- 36 債権取引サービス事業
- 37 信用格付サービス事業
- 38 カジノ事業
- 39 賭博サービス事業
- 40 希望年金基金サービス事業⁴⁵
- 41 石油類事業
- 42 ガス事業
- 43 商事鑑定事業
- 44 爆発性の工業原料事業（廃棄活動を含む）
- 45 爆薬の材料販売事業
- 46 爆発性の工業原料及び爆薬の材料を使用する事業
- 47 ダイナマイトを仕掛ける事業
- 48 化学兵器の開発，生産，貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約
に従った化学物資を除く，化学物質販売事業
- 49 化学肥料販売事業
- 50 酒の事業
- 51 タバコ，タバコの原料，タバコ専用の機械設備の事業
- 52 商品取引所の活動
- 53 電気の発電，送電，分配，卸売り，小売り，輸出，輸入，電力専門分
野のコンサルタントの活動
- 54 商工省の専門分野管理領域に属する食品事業
- 55 米の輸出
- 56 特別な消費税を有する品物の暫時の輸入，再輸出の事業
- 57 冷凍食品の暫時の輸入，再輸出の事業
- 58 中古品一覧表⁴⁶に属する品物の暫時の輸入，再輸出事業
- 59 商事権のフランチャイズ
- 60 石炭事業
- 61 物流事業

- 62 鉱産物事業
- 63 工業の前駆物質事業⁴⁷
- 64 外国投資家の品物の売買及び品物の売買と直接関連を有する各活動
- 65 電子商取引活動
- 66 石油・ガス活動
- 67 圧力設備，工業専門分野，科学物質，爆発性のある工業原料の特殊な設備，鉱山，石油，ガスを開発する設備と設備との一致性についての評価サービス事業。但し，海上の調査開発の設備，方法を除く
- 68 職業教育活動
- 69 外国の職業教育の施設，外国投資資金を有する職業教育の施設に対する中級，高級程度の職業養成連結活動
- 70 火事，消火に関するサービス事業
- 71 職業技能評価サービス事業
- 72 外国の職業教育の施設及びベトナムにおいて外国投資資金を有する職業教育の施設に対する職業養成連結プログラムの品質の検査サービス事業
- 73 労働安全について厳格な要請を有する各機械，設備，原料に対する労働安全方法の技術検査サービス事業
- 74 労働安全，労働衛生の訓練サービス事業
- 75 職業紹介サービス事業
- 76 外国への労働者派遣⁴⁸サービス事業
- 77 麻薬中毒更生サービス事業
- 78 認証及び規則に合致することの公布サービス事業⁴⁹
- 79 労働者再雇用サービス事業
- 80 陸上運送事業
- 81 自動車の保証，整備サービス事業
- 82 動力を有する乗り物の検定サービス事業
- 83 自動車運転者養成サービス事業
- 84 交通安全審査者養成サービス事業
- 85 運転者試験サービス事業
- 86 交通安全審査サービス事業
- 87 船舶輸送事業
- 88 内陸部の河川の交通手段となる船の新造，交換，修理，回復サービス事業
- 89 内陸部の河川の交通手段となる船の船員と運転者の養成サービス事業
- 90 海洋運送，海船代理業

- 91 マルチ商法事業
- 92 曳船サービス事業
- 93 中古海船の輸入, 解体
- 94 海船の新造, 交換, 修理サービス事業
- 95 海港開発事業
- 96 航空運送事業
- 97 ベトナムにおける飛行機, 飛行機エンジン, 飛行機のプロペラ及び飛行機の装備設備の設計, 生産, 整備, 試験サービス事業
- 98 航空, 空港事業
- 99 空港における航空サービス事業
- 100 飛行活動保証供給サービス事業
- 101 航空員の義務の訓練, 養成サービス事業
- 102 鉄道運送事業
- 103 鉄道インフラストラクチャ事業
- 104 都市鉄道事業
- 105 複合運送サービス事業
- 106 陸上, 航路の交通手段による危険物輸送サービス事業
- 107 パイプライン事業
- 108 海運保証サービス事業
- 109 不動産事業
- 110 不動産仲介, 不動産の価格決定, 不動産取引の運営管理についての知識の養成, 強化サービス事業
- 111 高層住宅の運行管理業務専門知識養成, 強化サービス事業
- 112 大工事建設投資プロジェクトの管理業務強化サービス事業
- 113 プロジェクトコンサルタントサービス事業
- 114 建設詳細調査サービス事業
- 115 建設設計, 建設設計審査サービス事業
- 116 大工事建設施行監察コンサルタントサービス事業
- 117 大工事建設施行サービス事業
- 118 建設投資プロジェクト立案, 審査サービス事業
- 119 外国投資家の建設活動
- 120 建設投資支出管理サービス事業
- 121 建設工事品質適合性についての検定承認サービス事業
- 122 公共の場所の草木, 調光照明のシステム運行管理サービス事業
- 123 共通インフラストラクチャーシステム運行管理サービス事業
- 124 建設企画設計サービス事業

- 125 外国の組織，個人が実施する都市計画作成サービス事業
- 126 蛇紋石系に属する白石綿の生産品の事業
- 127 郵政サービス事業
- 128 通信サービス事業
- 129 無線電波を発する送受信設備の輸入
- 130 デジタル署名が正しいことの承認サービス事業
- 131 出版社の設立，活動
- 132 印刷事業
- 133 出版物発行サービス事業
- 134 ソーシャルネットワークキングサービス事業
- 135 ネットワークの娯楽事業
- 136 有料放送，放映サービス事業
- 137 総合ウェブサイト設立サービス事業
- 138 外国のパートナーに対して輸入を禁じられている中古情報技術生産品の一覧表⁵⁰に属する消耗した中古情報技術生産品の加工，再製，修理，新しくする作業のサービス
- 139 オンデマンドの放映サービス事業
- 140 移動通信，インターネットにおける情報内容，情報技術の供給
- 141 移動情報波にトラブルを起こし，破壊する各設備の事業
- 142 情報安全の生産とサービスの事業
- 143 大学教育の組織の活動
- 144 外国の投資資金を有する教育組織の活動，ベトナムにある外国教育代表事務所，外国の投資資金を有する教育組織の分校
- 145 常時教育組織の活動
- 146 大学生の国防治安教育センター活動
- 147 普通教育組織活動
- 148 専門職の中級教育活動
- 149 特殊学校活動
- 150 幼児教育組織活動
- 151 外国と関係する教育活動
- 152 学習塾サービス
- 153 水産物の開発
- 154 漁具及び水産物開発設備の事業
- 155 水産物事業
- 156 水産物のための飼料の事業

- 157 水産物養殖における生物学，微生物，化学物質，環境改良処分質の製品の事業
- 158 水産物の品種の有効性の調査サービス事業
- 159 水産物のための飼料の有効性の調査サービス事業
- 160 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録に記載されている野生の各種動植物の生殖，育成，人工植
- 161 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録に記載されていない，野生の，絶滅寸前の，貴重な，希少な各種動植物の生殖，育成，人工植
- 162 普通の野生動物の生殖と育成
- 163 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録に規定された自然からの動植物の輸出，輸入，再輸出，国内通過，海からの入国
- 164 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約（CITES）の付録に規定された，生殖，育成，人工植した見本（模造品）の輸出，輸入，再輸出
- 165 農薬事業
- 166 植物検疫の範囲に属する物体の処理サービス事業
- 167 農薬の有効性の調査サービス事業
- 168 植物保護サービス事業
- 169 獣医学の薬と獣医学で使用される生物学製品，ワクチン，微生物，化学物質の事業
- 170 獣医学の技術サービス事業
- 171 動物の検査，手術サービス事業
- 172 動物に対する注射，病気の診断，処方箋の作成，病気の治療，健康の世話サービス事業
- 173 獣医学の薬（獣医学の薬，水産獣医学の薬，獣医学と水産獣医学で使用されるワクチン，生物学製品，微生物，化学物質からなる）の試験，有効性の検査サービス事業
- 174 家畜の集中飼育，苗木の生産の事業；動物のと殺；動物と動物由来の生産品の検疫のための隔離；飼料生産のための動物由来の原料の生産，動物の加工，保管，動物の生産品；動物の生産品，動物生産品の加工，包装，保管，のサービス事業
- 175 農業農村発展省の専門分野の管理に属する食品事業
- 176 有機肥料の有効性の検査の事業
- 177 養殖される植物，動物の種についての事業

- 178 動物飼育のための飼料の生産
- 179 動物飼育のための飼料の輸入
- 180 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録に従って、野生の貴重で絶滅のおそれのある動植物の輸出入
- 181 商業目的のための開拓, 使用が制限された森の植物, 森の動物の事業
- 182 国内における自然の森林からの, 観賞植物, 木陰を作る植物, 古木の事業
- 183 国内の自然の森林から木材からたきぎ, 炭又は材木由来のたきぎを作る事業
- 184 生物の種の精子, 胎芽, 卵及び幼虫の事業
- 185 水産物の養殖における環境改良処理の生物学製品, 微生物, 化学物質のサービス事業
- 186 水産物の養殖における環境改良処理の生物学製品, 微生物, 化学物質の試験, 有効性の検査サービス事業
- 187 遺伝子組み換え製品事業
- 188 競売の養成, 強化サービス事業
- 189 競売代理サービス事業
- 190 投資プロジェクト評価コンサルタントサービス事業
- 191 投資プロジェクト評価養成サービス事業
- 192 病気の診断, 病気の治療サービス事業
- 193 HIV 検査サービス事業
- 194 人の身体の組織バンクサービス業
- 195 生殖支援, 精子の維持, 胎芽の維持サービス事業
- 196 薬事業
- 197 薬検査サービス事業
- 198 化粧品の生産
- 199 伝染病を引き起こす微生物の検査サービス事業
- 200 予防接種サービス事業
- 201 家庭医療の分野において使用される昆虫を殺し, 細菌を殺す製品の事業
- 202 アヘン性物質中毒の, 他の薬による, 治療サービス事業
- 203 医療省の専門分野管理の領域に属する食品事業
- 204 美容外科手術サービス事業
- 205 代理母サービス事業
- 206 薬の生物学的利用能 (BA) 及び生物学的同等性 (BE) の評価サービス事業

- 207 臨床試薬サービス事業
- 208 医療用具事業
- 209 医療用具の分類組織活動
- 210 医療用具の検定サービス事業
- 211 工業所有鑑定サービス事業
- 212 放射線業務進行サービス事業
- 213 原子エネルギー応用援助サービス事業
- 214 放射原料の輸出入及び輸送事業
- 215 工業科学（科学技術）の分野との一致性の評価サービス事業
- 216 計量器，測定の水準の検定，校正，実験サービス事業
- 217 オートバイに乗る人のヘルメット事業
- 218 技術の評価，価格決定及び鑑定サービス事業
- 219 知的所有権代表サービス事業
- 220 映画製作
- 221 古物鑑定サービス事業
- 222 遺跡の保管，補修及び回復のプロジェクト戦略立案，又は遺跡の保管，補修及び回復のプロジェクト遺跡を事業の実施，実施の監察，のサービス事業
- 223 カラオケ，ダンスホールのサービス事業
- 224 旅行サービス事業
- 225 スポーツ活動事業
- 226 芸術公演，ファッションショーの上演，美人，モデルコンテストの実施のサービス事業
- 227 音楽，舞台の演芸の録音，録画事業
- 228 祭礼実施サービス事業
- 229 美術，写真作品の事業
- 230 宿泊施設サービス事業
- 231 広告宣伝サービス事業
- 232 国家の遺物，古物，宝物の売買
- 233 博物館サービス事業
- 234 電子娯楽事業（外国人向けの有償電子娯楽事業及びインターネット上の有償電子娯楽事業を除く）
- 235 国家所有に属さず，政治組織，政治社会組織の所有に属する遺物，古物の輸出；文化スポーツ旅行省の専門分野の管理に属する文化物の輸入
- 236 著作権，関連する権利の鑑定サービス事業
- 237 土地調査，評価コンサルタントサービス事業

- 238 土地利用の企画，計画を立案する事業
- 239 情報工業技術の下層の作成，土地情報システムのソフトウェアの作成
サービス事業
- 240 土地データの基礎作成サービス事業
- 241 地価確定サービス事業
- 242 土地使用権競売サービス事業
- 243 測量と地図のサービス事業
- 244 地下水掘削サービス事業
- 245 地下水調査サービス事業
- 246 水の開発，処理及び供給サービス事業
- 247 排水サービス事業
- 248 鉱産物調査サービス事業
- 249 鉱産物開発
- 250 有害廃棄物管理サービス事業
- 251 スクラップの輸入
- 252 環境観測サービス事業
- 253 環境戦略評価，環境影響評価，環境の細部の保護提案の報告書の作成
コンサルタントサービス事業
- 254 生物学製品事業
- 255 廃棄物の回収，運送，処理事業
- 256 商業銀行⁵¹の事業活動
- 257 非銀行与信機関⁵²の事業活動
- 258 協同組合銀行⁵³，人民信用基金，マイクロファイナンス金融機関等の
事業活動
- 259 中間清算サービスの提供
- 260 信用情報の提供
- 261 外国為替活動
- 262 金地金売買事業
- 263 金地金の生産，金地金生産のための金の原料の輸出及び金の原料の輸
入
- 264 金の装飾品，工芸品の生産
- 265 国家銀行の専門分野の管理に属する商品（例えば金庫の扉）の輸入
- 266 貨幣を印刷，鑄造する活動
- 267 武装のための軍服，軍用品，軍用の武器，装備と設備，技術，軍事用，
公安用の専用手段；部品，部分，物資及び特殊の設備，製造の専用技術，
の事業

-
- ¹ 本翻訳は 2015 年 1 月 30 日付けの仮訳である。
- ² 「制定する」の原文は“ban hành”であるが、制定のみならず、日本における公布、施行の意味も含んでいる。以下、同様。
- ³ 「投資登録機関」は原文では、“cơ quan đăng ký đầu tư”である。
- ⁴ 「投資プロジェクト」は原文では、“dự án đầu tư”である。
- ⁵ 「拡大投資プロジェクト」は原文では、“dự án đầu tư mở rộng”である。
- ⁶ 「新規投資プロジェクト」は原文では、“dự án đầu tư mới”である。
- ⁷ 「経営投資」は原文では、“đầu tư kinh doanh”である。
- ⁸ 「投資登録証明書」は原文では、“Giấy chứng nhận đăng ký đầu tư”である。
- ⁹ 「国家投資情報システム」は原文では、“hệ thống thông tin quốc gia về đầu tư”である。
- ¹⁰ 「官民パートナーシップ形式による投資契約」は原文では、“hợp đồng đầu tư theo hình thức đối tác công tư”である。
- ¹¹ 「事業協力契約」は原文では、“hợp đồng hợp tác kinh doanh”である。
- ¹² 「輸出加工区」は原文では、“khu chế xuất”である。
- ¹³ 「工業団地」は原文では、“khu công nghiệp”である。
- ¹⁴ 「経済区」は原文では、“khu kinh tế”である。
- ¹⁵ 「投資家」は原文では、“nhà đầu tư”である。
- ¹⁶ 「外国投資家」は原文では、“nhà đầu tư nước ngoài”である。
- ¹⁷ 「内国投資家」は原文では、“nhà đầu tư trong nước”である。
- ¹⁸ 「経済組織」は原文では、“tổ chức kinh tế”である。
- ¹⁹ 「非内国経済組織」は原文では、“tổ chức kinh tế có vốn đầu tư nước ngoài”（外国投資資本を有する経済組織）である。
- ²⁰ 「投資資本」は原文では、“vốn đầu tư”である。
- ²¹ 「証券法」は原文では、“Luật chứng khoán”（70/2006/QH11）であるが、「証券法のいくつかの条項の修正補充法」“Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Chứng khoán”（62/2010/QH12）も含意されている。
- ²² 「各与信機関法」は原文では、“Luật các tổ chức tín dụng”（47/2010/QH12）である。
- ²³ 「保険事業法」は原文では、“Luật kinh doanh bảo hiểm”（24/2000/QH10）であるが、「保険事業法のいくつかの条項の修正補充法」“Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Kinh doanh bảo hiểm”（61/2010/QH12）も含意されている。
- ²⁴ 「石油・ガス法」は原文では、“Luật dầu khí”（番号なし）であるが、2つの「石油・ガス法のいくつかの条項の修正補充法」“Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật dầu khí”（19/2000/QH10 及び 10/2008/QH12）も含意されている。
- ²⁵ 詳細は「各与信機関法」“Luật các tổ chức tín dụng”（47/2010/QH12）の 4 条 6 項を参照されたい。以下同様。
- ²⁶ 詳細は「各与信機関法」“Luật các tổ chức tín dụng”（47/2010/QH12）の 4 条 5 項を参照されたい。以下同様。
- ²⁷ 「上場会社」は原文で“công ty niêm yết”である。
- ²⁸ 「大衆会社」は原文で“công ty đại chúng”である。
- ²⁹ 「証券事業組織」は原文で“tổ chức kinh doanh chứng khoán”である。
- ³⁰ 詳細は政府首相決定（70/2013/QĐ-TTg）を参照されたい。

- ³¹ 原文は *cá cược, đặt cược* であり、2つ合わせて賭博の意味である。
- ³² 投資登録機関は省級人民委員会から受領した意見を計画投資省に提出すると推測することが可能であるが、原文には、何を計画投資省に提出するか、が明記されていない。
- ³³ 中立的立場の者による鑑定を意味していると推測することが可能である。
- ³⁴ 原文は“*bị chấm dứt*”である。第 62 条が“*chấm dứt*”であるのと異なり、受動態になっている。
- ³⁵ 投資登録証明書の発行日から 12 か月であるとの推測が可能であるが、いかなる時点から 12 か月なのか、その起算点は原文には明記されていない。
- ³⁶ 本号の原文には、写しを意味する *bản sao* がない。
- ³⁷ 原文は“*chấm dứt*”である。第 48 条が“*bị chấm dứt*”であるのと異なり、能動態になっている。
- ³⁸ 原文は *có* である。投資家が機関に提出した書面に当該機関が承認を意味する押印をするが、投資家はその押印のある写しを機関から受領した日を意味すると推測することが可能である。
- ³⁹ 地域住民による公共工事の計画、実施のための投資を意味するとされる。
- ⁴⁰ 会社の登録印鑑を意味している。
- ⁴¹ 詳細は国会常務委員会令(16/2011/UBTVQH12) の 3 条 9 項を参照されたい。
- ⁴² 詳細は政府首相決定(212/1998/QĐ-TTg)の 1 条を参照されたい。
- ⁴³ 詳細は、政府議定 (86/2013/ND-CP) を参照されたい。
- ⁴⁴ 詳細は、政府議定(104/2007/ND-CP)を参照されたい。
- ⁴⁵ ベトナムには日本のような公的年金制度はなく、希望者のみが年金に加入する。「希望年金基金」とは、いわゆるペンション・ファンドを意味すると推測されるが、詳細は財務省通達 (115/2013/TT-BTC)を参照されたい。
- ⁴⁶ 詳細は商工省通達(04/2014/TT-BCT)を参照されたい。
- ⁴⁷ 工業の商品を作るために必要な科学物質。詳細は商工省通達(42/2013/TT-BCT)を参照されたい。
- ⁴⁸ 関連する法律として、「契約に基づき外国に行って仕事をするベトナム人労働者法」“*Luật người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng*” (72/2006/QH11) がある。
- ⁴⁹ 民間が行なう公証のようなものと推測される。
- ⁵⁰ 詳細は商工省通達 (04/2014/TT-BCT) を参照されたい。
- ⁵¹ 詳細は「各与信機関法」“*Luật các tổ chức tín dụng*” (47/2010/QH12) の 4 条 3 項を参照されたい。
- ⁵² 詳細は「各与信機関法」“*Luật các tổ chức tín dụng*” (47/2010/QH12) の 4 条 4 項を参照されたい。
- ⁵³ 詳細は「各与信機関法」“*Luật các tổ chức tín dụng*” (47/2010/QH12) の 4 条 7 項を参照されたい。